

ことができないこと。

なお、第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して全額履行したときは、二重差押えは効力を失うこと。

- (3) 二重差押えを行う場合においては、徴収法の規定による債権の差押えの手続によるほか、二重差押えを行った旨を先順位の差押え（その差押えが2以上あるときは、原則としてその全部。以下(4)及び(5)において同じ。）に係る行政機関等に対して通知するものとする。この二重差押えを行った旨の通知は、(4)の交付要求書（別記第58号様式）に付記することにより行うこと。

- (4) 二重差押えを行う場合においては、併せて先順位の差押えに係る行政機関等に対して交付要求をするものとする。

- (5) 先順位の差押えがある間に、二重差押えを解除したときは、その旨を先順位の差押えに係る行政機関等に対して通知するものとする。この二重差押えの解除の通知は、交付要求解除通知書（別記第61号様式）に付記することにより行うこと。

8 第三債務者が新潟県の場合の債権差押え

国又は地方公共団体に対する債権を差し押さえる場合は、直接その支払いの権限を有する支出官又は資金前渡官吏等を第三債務者として差し押さえる（徴収法基本通達62条関係18）こととされているが、当県の場合は組織上実情にそぐわないむきもあるので、次により取り扱うこと。

(1) 第三債務者の指定

ア 本庁支払いに係るものについては、知事を第三債務者として債権差押通知書を主管課長に送達するとともに、その写しを出納局管理課総務係に送付すること。

なお、給料債権については、地域機関、県立学校又は小・中学校等についても本庁払いであること。

イ 地域機関（県立学校を含む。）支払いに係るものについては、地域機関の長を第三債務者として債権差押通知書を送付するとともに、その写しを当該地域機関を所管する地域振興局企画振興部出納室に送付すること。

ウ 直接払の場合で小切手振出日から1年を経過したもの及び回金払の場合で、指定金融機関等が資金交付の日から1年を経過し、まだ支払いの終わらないものについては、出納局管理課長において歳入の組入れを行うこととなるので、知事を、第三債務者として債権差押通知書を出納局管理課に送付すること。

ただし、特別会計に属するものについては、所掌する課長において歳入の組入れを行うことから、事業管理者を第三債務者として債権差押通知書を当該課長に送付し、写しを出納局管理課に送付すること。

(2) 差し押さえる債権の範囲

前記2(1)ア及びイにより処理するものであるが、債権の一部を差し押さえる場合は次の点に留意すること。

ア 債権差押通知書の差押債権の種類及び金額欄は、例えば、「債権者（滞納者）が新潟県に対して有する△△〇〇円の支払請求権のうち、上記滞納金額の総計にこの通知書作成の日から支払いの日までに相当する延滞金額を加算した額」と記載すること。

イ 差押通知書欄外注書として「延滞金の再計算について不明の点は地域振興局へ照会してください。」と付記すること。

ウ 前記ア及びイの取扱いについては、第三債務者が金融機関等の場合で、債権の一部を差し押さえる場合に準用すること。

(3) 履行期限の指定

当県における債権差押えに対する義務の履行は、支出命令者の支出命令に基づき会計管理者又は所属出納員若しくは地域振興局出納員（以下第5節第2において「会計管理者等」という。）が行うものであり、履行期限については、「収支命令職員が支出命令の日以降会計管理者等が支払う日」と記載すること。

(4) 履行の場所及び費用

当県の債務については、契約に別段の定

めのない限り、原則として口座振替払の方法によって支払われるので、特に履行の費用は要しないものであること。

(5) その他

ア 支出命令者の支出命令後、会計管理者等の支払い（直接払、口座振替払、隔地払に係る資金交付のときをいう。）前に債権差押通知書が送達された場合は、会計管理者等の連絡により既に発付された支出命令を取消しの上、新たな支出命令に基づき支払われるものであること。

なお、給料等の継続的な収入を除き会計管理者等の支払後は差押えの効力は及ばないものであること。

イ 回金払で指定金融機関等に資金を交付したが、債権者が行方不明等のため支払案内書が返戻されてきた場合は、前記(1)により差押えも可能であること。

ウ 給料等の差押えについては、できるだけ収支命令職員の事務処理を配慮の上差押通知書を送達すること。

エ 隔地払の方法により給付を受けた場合は、支払案内書に領収行為をするので、歳入歳出外現金領収証書は関係書類に添付しておくこと。

9 郵便貯金の差押え

郵便貯金を差し押さえた場合は、滞納者から貯金通帳又は貯金証書を取り上げ、払戻しの請求をすることとされているが、通帳等を取り上げることが困難と認められる場合には次により取り扱うこと。

(1) 差押手続

ア 第三債務者及び債権差押通知書の送付先は以下によるものとし、返信用封筒を同封

の上債権差押通知書を送達すること。

イ 通常貯金の場合は、債権差押通知書に「延滞金」欄は「要す」、「履行期限」欄は原則として「即時」と記載すること。

なお、貯金事務センター等での事務処理上、貯金払戻証書が作成されるまでには、差押後3週間程度の日数を要する場合があります。また、貯金払戻証書の発行予定日について事前の電話照会に対しては回答できないとのことから、債権差押通知書には、債権差押通知書の発送の日の翌日から3週間後までの延滞金の額を記載した別紙を添付すること。

【別紙の記載例】

貯金払戻証書の発行日現在の滞納県税の合計額

○月△日～△日 合計額 35,600 円
(本税 34,500 円延滞金 1,100 円)

○月△日～△日 合計額 35,700 円
(本税 34,500 円延滞金 1,200 円)

○月△日～○月△日 合計額 35,800 円
(本税 34,500 円延滞金 1,300 円)

注：差押えに係る払戻金額は、貯金払戻証書の発行日現在の滞納県税の合計額により計算してください。

(2) 取立手続

ア 貯金事務センター等から送付を受けた貯金払戻証書をゆうちょ銀行又は郵便局に提示の上払戻しを受けること。

イ 納税義務の消滅日は、貯金払戻証書の発行日となるものであること。

ウ 取り立てた金銭を充当する場合は、第4章第9節第2・5に準じて処理すること。

第3 不動産等の差押え

1 徴収法第68条の適用を受ける財産

徴収法第68条の適用を受ける財産は、次に掲げる財産（以下「不動産」という。）である。

- (1) 土地
- (2) 土地の定着物
- (3) 建物

区分		第三債務者	債権差押通知書の送付先
通常貯金		株式会社 ゆうちょ銀行	貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社 ゆうちょ銀行那覇支店（以下「貯金事務センター等」という。）
定額貯金 定期貯金	預入年月日が平成19年9月30日以前のもの	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	
	預入年月日が平成19年10月1日以後のもの	株式会社 ゆうちょ銀行	

- (4) 立木（立木に関する法律（明治 42 年法律第 22 号）第 2 条第 1 項の立木）
- (5) その他地上権、永小作権、採石権
- (6) 工場財団、鉱業財団、漁業財団
- (7) 道路交通事業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団

- (8) 鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用权
- (9) 鉄道財団、軌道財団、運河財団

2 不動産の差押え手続き

- (1) 不動産を差し押える場合は、あらかじめ所轄の法務局で質権、抵当権及び先取特権等の設定の有無を調査すること。

- (2) (1)により法務局で調査する場合は、閲覧・交付申請書（別記第 36 号様式）を提出して関係台帳又は登記簿を閲覧すること。

なお、法務局が遠隔地のため閲覧が不便な場合等で、登記事項証明書の交付を求める場合は閲覧・交付申請書に返信用封筒を添えて提出すること。

- (3) 表示登記又は所有権の保存登記がされていない不動産について、差押えの登記を嘱託した場合には、登記官は職権で、表示登記がないときは表示登記及び保存登記を、保存登記がないときは保存登記をそれぞれ行った上、差押えの登記をすることになっていること（不動産登記法第 75 条、第 76 条）。

- (4) 不動産を差し押さえた場合において、差押調書の表示と登記簿等の表示は一致すべきであるが、登記手続の錯誤又は登記後における事実上の変更若しくは行政区画の変更等により、登記簿等の表示が事実と著しく相違する場合は、滞納者に代位して更正又は変更の登記（登録）を嘱託すること。

- (5) 滞納者の財産として差し押さえることができる不動産について、登記又は登録の名義が滞納者以外の名義になっている場合はその原因に従って、移転又は抹消の登記（登録）を嘱託すること。

- (6) 国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の規定により不動産を差し押さえた場合は、差押調書（別記第 38 号様式）及び差押書（別記第 39 号様式）を、その他の規定により差し押さえた場合は、差押調書（別記 38 号様式）及び差押書（別記第 39 号様式の 2）を作成

し、差押書を滞納者に交付すること。

- (7) 前記 1 の(1)から(7)までに掲げる財産を差し押えたときは、法務局に対し、登記嘱託書（不動産差押、参加差押登記用）（別記第 40 号様式）に差押登記原因証明書を添えて差押えの登記を嘱託すること。

3 土地建物等について国の買収があった場合の徴収手続

土地若しくは建物、又はこれらに係る権利を差し押えた後において、土地収用法第 2 条又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 69 条の規定によって収用されたときは、土地収用法第 101 条の規定により土地の所有権以外の権利の差押えの効力は失われるものであるから、この場合は、当該収用に係る土地等の補償金として支払われるべき金額に対し、滞納者の有する補償金の支払請求権を、債権差押えの方法により差押えすること。

この支払請求権について取立てがあったときにおいて、その差押えを解除し、差押登記の抹消登記を嘱託すること。

4 鉱業権の差押手続

- (1) 鉱業権を差し押さえる場合に作成する差押調書及び滞納者に交付する差押書は、前記 2 の(6)によること。

- (2) 鉱業権の差押登録は次によること。

ア 鉱業権差押（参加差押）登録嘱託書（別記第 41 号様式）を作成し、差押調書謄本を添付して、経済産業局長に差押登録の嘱託をすること。

イ 嘱託書の「鉱業権の表示」欄には、鉱業原簿上の鉱業権の表示を記載すること。

なお、この表示は、差押調書謄本の鉱業権の表示と一致すること。

ウ 嘱託書の「登録の原因及びその日付」欄には、差押調書の年月日を記載すること。

エ 嘱託書の「登録義務者」欄には、滞納者である鉱業原簿上の登録名義人の表示を記載すること。

なお、この表示は、差押調書謄本の滞納者の住（居）所（所在地）氏名（名称）

と一致すること。

オ 嘱託書とこれに添付する書類には、そのつづり目に地域振興局長の職印で契印すること。

カ 登録済みとなったときは、経済産業局長から登録済証として差押調書等の謄本に所要事項が記載されて返送されること。

キ カの差押調書謄本の返送料として郵便切手を同封すること。

(3) 鉱業権の差押抹消登録は次によること。

ア 鉱業権の差押登録抹消登録嘱託書（別記第 54 号様式）を作成し、差押解除通知書（別記第 48 号様式）の謄本を添付して、抹消登録を嘱託すること。

イ 嘱託書の「鉱業権の表示」欄には、抹消登録の嘱託をしようとする時の鉱業原簿の表示を記載すること。

ウ 差押登録鉱業権の表示の変更等の登録があった場合には、その変更等の登録後の表示を記載すること。

エ ウにおける記載と差押解除通知書謄本の鉱業権の表示とは一致すること。

オ 嘱託書の「登録の原因及びその日付」欄は、差押解除通知書謄本の年月日を記載すること。

カ 嘱託書の「登録の目的」欄には、抹消すべき差押登録を特定する趣旨から、差押登録の受付年月日、受付番号を記載すること。

キ 嘱託書の「登録権利者」欄には、差押登録時の鉱業原簿上の登録名義人（滞納者）の表示を記載する。

なお、この表示は、差押解除通知書謄本の滞納者の住(居)所(所在地) 氏名名称) と一致すること。

ク 嘱託書とこれに添付する書類には、そのつづり目に地域振興局長の職印で契印すること。

ケ 登録済みとなったときは、経済産業局長から登録済証として、差押解除通知書謄本に所要事項が記載されて返送されるから、その返送料として郵便切手を同封すること。

第4 自動車及び建設機械の差押え

1 自動車の範囲

道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいうこと。

軽自動車、二輪の小型自動車は含まないこと。

また、自動車抵当法第2条ただし書に規定する特殊自動車、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条に規定する建設機械であるものは除かれること。

2 建設機械の範囲

建設工事に使用する機械類で、国土交通大臣又は都道府県知事が行う記号の打刻を受け建設機械登記簿に所有権保存の登記をしたものをいうこと。

3 自動車の差押手続

- (1) 自動車を差し押える場合は、自動車検査証等により登録に必要な事項を調査するとともに、運輸支局から登録事項等証明書の交付を受け、権利関係を確認の上差し押さえること。

この場合、滞納処分の執行上特に支障がないときは、「現在」事項について請求するものとする。

なお、この証明書の請求は有料であり、差押えに必要とする以外はみだりに請求しないこと。

- (2) (1)の依頼を受けた税務課長は、登録事項等証明書交付請求書（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（以下「国土交通省令様式」という。）第3号様式）に所要事項を記入し、運輸支局に交付請求をするとともに、交付された証明書を地域振興局に送付すること。

なお、この場合交付を受けた登録事項等証明書に基づき乙原簿を閲覧の上権利関係を付記して送付する。

- (3) 所有権留保付自動車を差し押さえる場合は二次納課税されたその自動車に係る自動車税についてのみ差押えができるものであること。
- (4) 国税徴収法第47条第1項第1号の規定により自動車を差し押えたときは、差押調書（別記第38号様式）及び差押書（別記第

39号様式）を、その他の規定により差し押さえたときは、差押調書（別記第38号様式）及び差押書（別記第39号様式の2）を作成し、滞納者に対して差押書を交付すること。

なお、差押調書等の作成にあたっては、

- ①自動車登録番号、②車名、③型式（年式）、④車台番号、⑤原動機の型式及び⑥使用の本拠の位置等登録に必要な事項の記入もれのないよう注意すること。

- (5) 自動車の差押執行者は、局長である徴税吏員であること。
- (6) 自動車の差押登録をする場合は、差押調書謄本と登録嘱託書（国土交通省令様式第6号様式）に所要事項を記入し、運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。
- (7) 所有権留保付自動車を差し押さえて、差押登録を嘱託する場合は、登録嘱託書の「登録義務者」欄に所有者の住所、氏名（名称）を記載すること。

この場合、使用者の住所、氏名の記載は要しない。

- (8) (6)の登録嘱託の手続後、登録事項等証明書により、差押えの登録が完了したことを確認すること。
- (9) 地域振興局長は、(8)の登録事項等証明書を関係書類とともに整理保管すること。なお、差押調書謄本の余白に受付年月日、受付番号及び登録済みの旨を表示した差押調書謄本の副本が運輸支局から返戻された場合にも、同様に整理保管すること。
- (10) 差押えの登録を嘱託した自動車について、登録事項等証明書又は差押調書謄本の副本で抵当権の設定の表示又は仮差押え若しくは仮処分の登録の表示がある場合は、徴収法第55条の規定に基づき、当該権利者等に対し担保権設定等財産差押通知書（別記第16号様式）により差押えした旨を通知すること。

- (11) 差押え又は参加差押えの登録がされている自動車について、自動車登録令第44条の規定による自動車登録番号の変更の通知があったときは、差押調書（参加差押調書）に記載してある自動車登録番号を訂正し、その後、差押え（参加差押え）の抹消登録をする場合は、変更後の登録番号を差押解除通知書及び嘱託書に記載すること。

なお、差押調書等の自動車登録番号を訂正しても、滞納者等に対しては、その旨を通知する必要はないこと。

- (12) 差し押えた自動車について運行を認めることが適当でないと判断される場合は、自動車検査証を動産の差押手続により差押え、これを占有すること。

なお、自動車の差押えと同時に自動車検査証をとりあげた場合は、自動車の差押調書（差押書）に自動車検査証をとりあげた旨を付記することでありこと。

- (13) 差し押えた自動車は、原則として占有すること。滞納者又は第三者に保管させる方法で占有する場合は、封印若しくは公示書により差押財産であることの明認方法を施すとともに、これらの者に対し、差押財産（自動車、建設機械）占有調書（別記第57号様式）の謄本を交付すること。また、当該自動車を直ちに引き揚げる場合は、差押調書（差押書）の「差押財産」欄にその旨を付記することにより、占有調書の作成に代えることができる。

- (14) 差押自動車の運行を許可した場合は、自動車検査証を滞納者に交付し、差押調書下欄に自動車検査証を保管した旨の署名をさせること。

4 建設機械の差押手続

- (1) 建設機械を差し押えた場合は、法務局に差押登記の嘱託を行うこと。
- (2) 差し押えた建設機械の占有手続等は、前記3の自動車の差押手続に準じて処理すること。

第5 無体財産権の差押え（第三債務者のないもの）

1 無体財産権の範囲

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- (2) 著作権

2 無体財産権の差押手続

- (1) 無体財産権を差し押える場合は、差押調書（別記第38号様式）差押書（別記第39号様式）を作成し、滞納者には差押書を交付すること。
- (2) 前記1の(1)の無体財産権を差し押えた場合は、特許庁長官に対し、差押登録の嘱託をすること。
- (3) 前記1の(2)の無体財産権を差し押えた場合は、文部科学大臣に差押登録の嘱託をすること。

第6 無体財産権の差押え（第三債務者のあるもの）

1 無体財産権の範囲及び第三債務者

- (1) 電話加入権……………NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社
- (2) 合名会社、合資会社、有限会社の社員の持分……………その会社
- (3) 中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法及び森林法（昭和26年法律第249号）による各種の組合等の組合員等の持分……………その組合
- (4) 信用金庫の会員の持分……………その信用金庫
- (5) 民法上の組合の組合員の持分…その組合（業務を執行する組合員があるときはその者）
- (6) 無尽講又は頼母子講の講員の持口……………その講元又は講親
- (7) 営業無尽の加入者の権利……………その会社
- (8) 動産の共有持分……………その共有者
- (9) 賃借権……………その貸主

- (10) 買戻し権……………買戻し権のある財産の
差押時における所有者
- (11) 仮登記に係る権利……………
仮登記時における登記義務者
- (12) 特許権、実用新案及び意匠権についての
実施権並びに商標権についての使用権
…その特許権者、実用新案権者、意匠権者
又は商標権者
- (13) 出版権……………その著作権者

2 電話加入権の差押手続

- (1) 電話加入権を差し押さえる場合は、電話
番号簿により調査を行うほか、N T T 東日
本加入権センター（以下「加入権センター」
という。）の電話加入原簿又は電話加入権
質原簿により加入権の有無及び権利関係等
の内容を調査すること。

なお、N T T 西日本の事業区域に係る電
話加入権については、N T T 西日本加入権
センターと調査方法について調整し、合意
を得た上で調査を実施すること。

- (2) 電話加入原簿又は電話加入権質原簿を閲
覧する場合は、電話加入原簿閲覧申請書又
は電話加入権質原簿閲覧申請書（別記第 44
号様式）を提出し、あわせて徴税吏員証を
提示して行うこと。（ただし、加入権セン
ターとの間で別途閲覧方法について合意が
得られた場合は、税務課より通知する方法
によっても行えること。）
- (3) (2) による閲覧は、加入権センターの日常
業務に支障のないよう配慮すること。
- (4) (2) により閲覧を行う場合は、閲覧料の支
払は要しないが、電話加入原簿の証明請求
については証明手数料の支払いを要するこ
と。
- (5) 国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の規定
により電話加入権を差押えする場合は、差
押調書（別記第 22 号様式の 2）を、その他
の規定により差押えする場合は、差押調書
（別記第 22 号様式の 5）を作成し、滞納者
に対して差押調書謄本を交付するとともに
差押通知書（電話加入権用）（別記第 45
号様式）を作成し、その正、副 2 通を加入
権センターに送付すること。

なお、差押通知書の「備考」欄に電話加
入原簿の閲覧年月日を記載すること。

また、利用休止に係る電話加入権を差押
えする場合は、旧電話番号及び利用休止年
月日を記載して差押え財産の特定を行うこ
と。

- (6) 電話加入権差押通知書又は電話加入権参
加差押通知書及びこれらの解除通知書を加
入権センターに送付する場合は、次のこと
に注意すること。

ア 返信用封筒に表書きを記載し、切手を
ちょう付したものを同封すること。

イ 送付用封筒は、「差押通知書在中」と
朱書すること。

ウ 送達の方法は、交付送達又は郵送によ
る送達とすること。

- (7) (5) により電話加入権の差押通知書の送付
を受けた加入権センターは、電話加入原簿
に差押えの登録を行った上、差押通知書副
本の備考欄に差押登録済みの旨を表示して
返送されること。

この場合、閲覧年月日以降差押通知書が
送達された時まで、この電話加入権に質
権が設定された場合は質権者の住所、氏名
を、また強制執行等による差押等がされた
場合は執行裁判所名、事件番号、受付年月
日、受付番号を付記することになっている
ので差押えしようとする場合には必ず電話
加入原簿の閲覧を行い、電話加入原簿の閲
覧をした日に近接した時点で差し押さえる
こと。

- (8) N T T 東日本及び N T T 西日本（以下
「N T T」という。）は、加入者が料金を
支払わない等、会社の業務の遂行に支障を
及ぼす行為がある場合には、契約約款の規
定により加入契約を解除する場合があるこ
と。

この場合は、契約解除予定日の 3 日前ま
でに差押えした徴税機関にその旨通知（電
話又は文書）されることになっているから、
この通知を受けたときは、直ちに換価処分
を行うこと。

なお、契約解除予定日の前日までに公売
期日を通知（電話又は文書）すれば、契約
を解除しないことになっていること。

- (9) 滞納者が死亡した場合において、その被
相続人名義の電話加入権につき単独加入者

となるべき者が確定していないときにおける電話加入権の差押えは、相続人の共有財産として差し押さえること。

この場合の手続は次によること。

ア 相続人に代位して登録名義を変更するものであること。

イ 加入承継届における届出人代位書

ウ 届出の原因を証する書類（戸籍謄本、法人の合併による場合は合併に係る登記事項証明書）

エ 代位の原因を証する書類（県税収納（未納整理）カード謄本）

オ 電話加入権差押通知書

(10) (9)により相続人の共有財産としてその持分を差し押さえる場合の差押調書及び差押通知書の作成要領は次によること。

ア 滞納者の住所氏名には、被相続人の住所氏名と相続人の住所氏名を記載すること。

この場合、被相続人及び相続人であることを明らかにし、かつ、区分して記載すること。

イ アによる相続人が2名以上あって、この欄に記載できないときは別紙に記載する旨を表示して、別紙を添付すること。

この別紙は、差押調書とのつづり目に局長の職印で契印すること。

ウ 滞納金額欄には、承継税額に区分することなく、被相続人の滞納金額の全額を記載すること。

エ 差押電話加入権欄には、局番、電話番号、電話機の設置場所を記載するほか、次の表示をすること。

「被相続人〇〇〇〇の上記県税徴収金のうち民法第900条から第902条までに規定するあなたの相続分によりあん分して計算した額に相当する金額を、共有財産のあなたの持分から徴収します。」

オ 差押調書の謄本は、相続人の全員に対し交付すること。

(11) 法人の合併による代位登記は、(9)及び(10)に準ずること。

3 電話加入権を除く無体財産権の差押手続

(1) 電話加入権を除く無体財産権を差押える場合は、差押調書（別記第22号様式の3）を作成し、滞納者に対して差押調書謄本を交付するとともに、差押通知書（第三債務者等のある無体財産権用（別記第45号様式の2）を作成し、第三債務者に送達すること。

(2) 差し押えた財産でその権利の移転につき登記（録）を要するものがあるときは、差押調書謄本（登記嘱託添付用）と登記嘱託書（別記第40号様式）に所要事項を記入し、差押え登記（録）を関係機関に嘱託すること。

なお、賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押登記は、付記登記によりされることに留意すること。

(3) 徴収法第73条第5項において準用する徴収法第65条の規定により預託証書、会員証書等その財産に関する証書を取り上げる場合は、前期第2・2（1）オ及びカに準じて処理すること。

(4) 徴収法第73条第5項において準用する徴収法第67条の規定により取立てできる財産は、合名会社等の社員の利益配当請求権及び持分払戻請求権、ゴルフ会員に係る預託金返還請求権、徴収法第74条の規定により請求できる債権並びに有限会社の社員の残余財産分配請求権等差押えの効力が及ぶ債権に限られること。

4 組員等の持分の払いもどしの請求

(1) 徴収法第74条第1項の規定により組員等の持分について一部の払いもどしを請求する場合は、組員等の持分払いもどし等請求書（別記第46号様式）によること。

(2) 徴収法第74条第2項の規定による予告の通知は、組員等の持分払いもどし等請求の予告通知書（別記第47号様式）により行うこと。

有する第三者に行わせる場合は、差押解除通知書の「備考」欄にその旨記載すること。

第6節 差押解除と差押えの取消し

第1 差押解除手続

- 1 差押えを解除する場合は次によること。
 - (1) 差押解除通知書（別記第48号様式）を作成し、滞納者に交付すること。
 - (2) 差押えを解除する財産が、質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他第三者の権利の目的となっていたものである場合又は仮登記（仮登録）のされた財産であるときは、これらの権利者又は執行機関等に対し、差押解除通知書により差押えを解除した旨を通知すること。
 - (3) 差押え後搬出した財産について差押えを解除した場合は次によること。
 - ア 賦課の取消し、差押え処分の無効又は取消等により差押えを解除したものである場合は、当該財産を差押えたときに所在していた場所において引き渡すこと。
 - イ ア以外の理由によって差押えを解除したものである場合は、当該財産の差押えを解除したときに所在する場所において引き渡すこと。
 - ウ ア及びイの場合、差押え時に滞納者以外の第三者が当該財産を占有していたものである場合は、その第三者が滞納者に引き渡すべき旨の申出がない限り、その第三者に引き渡すこと。
 - (4) 搬出した差押財産を滞納者又は第三者に引き渡す場合は、差押物件還付通知書（別記50号様式）を作成し、引き渡す者に対し交付するとともに、決議書の「受領書」欄に署名を求め引渡しの経過を明らかにしておくこと。
 - (5) 差押財産を第三者に保管させていた場合は、差押財産保管解除書（別記第51号様式）を交付すること。
 - (6) 徴収法第80条第2項第1号による封印公示書等の除去を滞納者又はその財産を占

第2 差押登記又は登録の抹消手続

1 電話加入権

差押えを解除する場合は次によること。

- (1) 第1・1・(1)の処理を行うこと。
- (2) 差押解除通知書（電話加入権用）（別記第49号様式）を正副2通作成し、加入権センターに送付すること。

2 不動産等

差押えを解除した場合は次によること。

- (1) 土地、建物、地上権、永小作権、立木、工場財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、船舶及び建物機械の差押登記の抹消登記は、登録嘱託書（不動産差押、参加差押、登記抹消用）（別記第52号様式）を作成し、所轄法務局に送達すること。
- (2) (1)の嘱託書に添付する差押解除通知書の謄本は、第1・1・(1)の通知書の謄本であること。

3 登録自動車

差押えを解除した場合は、次によること。

- (1) 局長は、第1・1・(1)の差押解除通知書の謄本と登録嘱託書に所要事項を記入し、運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。
- (2) 差押えの登録がされた後に、所有者の住所、氏名に変更があった場合において差押登録抹消登録を嘱託するときは、差押登録のときにおける自動車登録ファイル上の登録名義人（納税者）の住所、氏名を「登録権利者」欄に記載するものであること。

4 鉱業権

差押えを解除した場合は次によること。

- (1) 鉱業権差押（参加差押）登録抹消登録嘱託書（別記第54号様式）を作成し、所轄経済産業局長に送達すること。
- (2) (1)の嘱託書に添付する差押解除通知書の謄本は第1・1・(1)の通知書の謄本であること。

- (3) (1)の嘱託書記載要領は次のとおりである。

ア 差押え、参加差押え、保全差押えの登録の抹消登録に使用すること。

イ 「鉱業権の表示」欄には、抹消登録の嘱託をしようとする時の鉱業原簿の表示を記載すること。

したがって、差押登録鉱業権の表示の変更等の登録があった場合には、その変更等の登録後の表示を記載すること。

なお、その表示は、差押解除通知書謄本の鉱業権の表示と一致すること。

ウ 「登録の原因及びその日付」欄の登録の原因の日付は、差押解除通知書等の謄本の年月日を記載すること。

エ 「登録の目的」欄には、抹消すべき差押登録を特定する趣旨から、差押登録の受付年月日、受付番号を記載すること。

オ 「登録権利者」欄には、差押登録時の鉱業原簿上の登録名義人（滞納者）の表示を記載すること。

なお、その表示は、差押解除通知書謄本の滞納者の住（居）所（所在地）氏名（名称）と一致すること。

- (4) 嘱託書と嘱託書に添付する書類には、そのつづり目に局長の職印で契印すること。
- (5) 登録済みとなったときは、経済産業局から登録済証として、差押解除通知書謄本に所要事項が起算されて返送されるから、その返送料として郵便切手を同封すること。

5 質権等によって担保された債権

質権、抵当権又は先取特権によって担保されていた債権の差押えを解除した場合は、抵当権付差押登記抹消登録嘱託書（別記第55号様式）により、所轄法務局に対し抹消登記を嘱託すること。

- 6 自動車を目的とする抵当権付債権の差押えを解除した場合は、所轄運輸支局に対し、抵当権付債権差押登録抹消登録嘱託書により嘱託すること。

第3 差押えの取消し

1 差押えの取消し

差押えを取り消すことは、適法に成立した差押えに無効原因に至らない瑕疵があるためその効力を差押時にさかのぼって失わしめ、最初から差押処分がなかったものとするものであること。

2 無効な差押処分

差押処分の瑕疵が重大かつ明白であり、差押えが当然無効であるときは、最初から処分は効力をもたないものであり、差押執行機関の取消しの意思表示を要しないものであるがこの場合にも取消しの事務処理を行うこと。

3 取消しうべき差押処分と無効な差押処分

(1) 無効な差押処分

ア 徴税吏員以外の者がした差押え

イ 県税徴収金を完納した者に対する差押え

ウ 差押禁止財産に対する差押え

エ 督促処分を欠く差押え（督促なしに差押えのできる場合を除く。）

オ 差押書又は債権差押通知書の送達のない不動産又は債権の差押え

カ 徴税吏員の署名（記名）押印のない差押書等による差押え

キ その他瑕疵が重大明白な処分等

(2) 取消しうべき差押処分

差押調書、差押書及び債権差押通知書の記載事項に軽微な誤りがあつた差押え等

4 取消しの効果

差押えを取消した場合は、差押えのときにおいてその差押えはなかったものとなるから、取消しまでに適法に収取した果実又は第三債務者から給付を受けた財産は、滞納者に返還しなければならないこと。

5 取り消すことのできる者

瑕疵のある差押え処分を行った徴税吏員はその徴税吏員が所属していた地域振興局長である徴税吏員並びに知事であること。

6 取消期間

(1) 徴税機関が職権によって取り消す場合は原則として売却決定の日又は買受代金が納

付されるまでの間と解されること。

(2) 審査請求による裁決又は裁判所が訴訟によって取り消す場合は制限がないこと。

(3) 取り消されなかった差押えによって損害を受けた滞納者は損害賠償の請求ができること。

7 取消しの手続き

(1) 差押えを取消す旨を滞納者又は第三債務者に通知すること。

(2) 差押解除通知書の「解除」の字句をそれぞれ「取消し」に訂正のうえ使用すること。

(3) 差押財産を搬出してある場合に差押えの取消しを行ったときは、その財産が差押えの時に所在していた場所において引渡しを行うこと。

第7節 交付要求及び参加差押え

第1 交付要求

1 交付要求手続

(1) 交付要求に係る国税、地方税の優先順位は、交付要求の到達順序によること。

(2) 交付要求を行う場合は、交付要求書（別記第58号様式）によること。

(3) 滞納処分による差押執行機関における差押関係書類を閲覧した上で交付要求を行うこと。

(4) 滞納者の所持する差押調書謄本等により交付要求対象財産を特定できる場合は、閲覧を要しないこと。

(5) 交付要求の対象財産は、差押執行機関において強制換価手続に付されている滞納者の財産全部を対象として行うこととし、財産の一部について交付要求は行わないこと。

(6) 交付要求を受けた執行機関における事務処理の便宜を図るため、差押調書1葉ごと

に交付要求書を作成すること。

- (7) 交付要求をした場合は、滞納者、質権者及び抵当権者等の利害関係を有する第三者に対して、交付要求通知書（別記第 59 号様式（滞納者交付用及び権利者等交付用））により通知すること。

この場合、徴収法第 55 条第 1 項各号に掲げる者で知っている者の範囲は、次によること。

ア 交付要求をしようとするときに既に判明しているもの。

イ 差押先執行機関に対する問合せ程度で判明できる者。

ウ 登記、登録を要する財産については、登記簿又は登録簿について質権者等の有無を調査すること。

エ 交付要求に係る強制換価手続きが、企業担保権の実行手続又は破産手続である場合には、質権者等に対する交付要求の通知を要しないこと。

オ 滞納者に対する交付要求通知書は、時効の中断の効力を有すること。

カ 質権者等に対する交付要求通知書は、法第 14 条の 12 の規定が適用されること。

- (8) 交付要求のために、滞納処分による差押財産の内容、その財産の権利関係、差押えに係る滞納税額等の照会があった場合は、滞納処分を執行する職員であることを、徴収職員証票又は徴税吏員証等により確認すること。

- (9) 法定納期限後に設定した担保権付財産を譲渡した場合において、担保権者から徴収するために交付要求をしたときは、滞納者及び担保権者に対し交付要求通知書により通知すること。

- (10) 交付要求したのち、新たな滞納が発生したため、さらに交付要求を行うとする場合は、当該滞納者についてその後継続して滞納が発生すると認められる場合は、原則として 2 月を経過するまでは交付要求をしないこと。

- (11) 交付要求の通知を受けた時における根抵当権等の債権額の確認は、公売を執行する

執行機関において行わず、交付要求をした執行機関において確認すること。

- (12) 交付要求をした執行機関が公売執行機関に提出する債権現在額申立書（別記第 85 号様式）の右欄外余白に「 年 月 日現在根抵当権等の債権額 円」と記載すること。

- 2 強制執行又は担保権実行による競売手続開始決定に対して行う交付要求の場合も(1)から(12)に準じて取り扱うこと。

- 3 譲渡担保権者に対する差押続行通知のあった場合の交付要求

滞納処分により差押えをした執行機関に対し交付要求をしたのち、当該執行機関から譲渡担保権者に対する差押続行通知書により、差押財産が譲渡担保財産であること及びこれに対する差押えを続行する旨の通知を受けた場合は、次によること。

- (1) 交付要求に係る徴収金が、法第 14 条の 18 第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収することができるか否かを調査すること。

- (2) (1) の調査の結果により、譲渡担保財産から徴収できないと認められたときは、その交付要求を解除すること。

- (3) 譲渡担保財産から徴収することができるものであるときは、直ちに譲渡担保権者に対し、譲渡担保権者に対する納付（納入）の告知書（様式通達第 10 号様式）により告知すること。

- (4) (3) により告知した場合は、交付要求先執行機関に対し改めて交付要求書を送達すること。

この場合の交付要求書の作成は次によること。

ア 交付要求書右欄外に、「地方税法第 14 条の 18 第 1 項による徴収金」と明示すること。

イ 交付要求書の「滞納金額」欄には、交付要求を続行する徴収金の額を記載すること。

ウ 交付要求書の「財産の名称」欄には、譲渡担保財産の名称等を記載すること。

- (5) (4)による交付要求書の送達があった場合に譲渡担保財産に対する交付要求の効力が生ずるものであること（前記第1・1・(7)の効力はないこと。）

4 交付要求に係る差押財産が譲渡担保財産であった場合の処理

- (1) 交付要求を受けた後に差押財産が譲渡担保財産であることが判明し、法第14条の18第5項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして滞納処分を続行する場合は、交付要求をした執行機関に対し、譲渡担保権者に対する差押続行通知書（第1号様式）により通知すること。
- (2) (1)の通知書には、譲渡担保権者に対する納付（納入）の告知書（様式通達第10号様式）の写しを添付すること。

5 交付要求中の参加差押禁止

- (1) 交付要求を参加差押えに切り替える場合は交付要求を解除したうえで参加差押えの手続をとること。
- (2) 他の執行機関が局長に対し、交付要求中の滞納金額について重ねて参加差押えを行った場合は、直ちにその執行機関に対し交付要求の解除を求めること。

6 交付要求の配当

(1) 配当の順位

ア 法第14条の7（交付要求先着手による地方税の優先）の規定が適用されること。
なお、この判定は次によること。

(ア) 法定納期限又は法定納期限等の順位にかかわらず、交付要求の到達の時の順位によること。

(イ) 到達順位の判定は、文書收受印によること。

(ウ) 交付要求をする局長と交付要求を受ける局長が同一である場合でも必ず收受印を押印すること。

(エ) 文書收受印の日付が同一である場合は、收受印を押印した時刻によること。

したがって、交付要求書には、文書收受印を押印した時刻を記録すること。

(オ) 同一時刻に郵送により送達された交

付要求書が2件以上ある場合における配当の順位は、同一であること。

イ 充当通知書

交付要求先執行機関から、交付要求に係る県税徴収金について配当を受けた場合は、滞納者に対し、充当通知書（別記第65号様式）により充当した旨を通知すること。

なお、滞納者に対し配当計算書又は県税領収書を交付しないこと。

7 交付要求の解除手続

(1) 徴収法第84条第1項の規定又はその他の理由により交付要求を解除する場合は交付要求に係る執行機関に対し、交付要求解除通知書（別記様式61号様式）を滞納者及び質権者等に対しては、交付要求解除通知書（別記第62号様式）をそれぞれ送達すること。

(2) 徴収法第85条第1項の規定により強制換価手続により配当を受けることができる債権者が行う交付要求の解除の請求は、交付要求、参加差押解除請求書（別記第63号様式）により請求させること。

(3) (2)の請求があった場合、その請求を相当と認めた場合は(1)により処理し、請求を相当と認めないときは交付要求、参加差押の解除請求に対する通知書（別記第64号様式）により相当と認めない旨を通知すること。

第2 参加差押え

1 参加差押えの手続き

(1) 徴収法第86条第1項の規定により参加差押えを行う場合は、滞納処分をした執行機関に対し、参加差押書（別記第60号様式）を、滞納者及び質権者等に対しては、参加差押通知書（別記第66号様式（滞納者交付用及び権利者等交付用））を送達すること。

なお、参加差押えができる時期は、売却決定の日の前日までであること。

(2) (1)のほか、参加差押えの手続については第1・1交付要求の手続及び3譲渡担保

財産として判明した場合の交付要求を準用すること。

2 登記、登録の嘱託手続

- (1) 不動産、船舶、建設機械等について参加差押えを行った場合は、所轄法務局（支局、出張所）に対し、登記嘱託書（不動産差押、参加差押登記用）（別記第 40 号様式）により登記を嘱託すること。

- (2) 登録自動車について参加差押えを行った場合は、次により処理すること。

地域振興局長は、1、(1)の参加差押書の謄本と登録嘱託書に所要事項を記入し、運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。

- (3) 鉱業権について参加差押えを行った場合は、所轄経済産業局長に対し、鉱業権差押（参加差押）登録嘱託書（別記第 41 号様式）により嘱託すること。

- (4) 電話加入権について参加差押えを行った場合は、加入権センターに対し、参加差押通知書（電話加入権用）（別記第 67 号様式）正副 2 通を送達し、登録を受けること。

なお、参加差押手続については、第 5 節第 6・2 を準用すること。

3 参加差押えの効力

- (1) 先行する差押えが解除された場合は、登記又は登録が最も先にされている参加差押えが差押えの効力を生ずること。

- (2) 参加差押えが二以上ある差押えを解除する場合の先順位参加差押の調査は、解除する執行機関が行い、最も先に参加差押えの登記（登録）を行った執行機関に参加差押関係書類を送付すること。

- (3) 参加差押えの登記（登録）を行わないうちに、その参加差押えの対象となった差押えの登記（登録）が抹消された場合はその参加差押えを解除し、あらためて、最も先に参加差押えの登記（登録）を行った執行機関に対して参加差押えを行うこと。

- (4) (2)の調査の結果、参加差押えを受けたもののすべてについて、登記（登録）がなされていない場合は、参加差押書の到達順位の最も先の参加差押執行機関に未登記（登録）の旨を連絡し、差押登記（登録）の抹

消前に参加差押えの登記（登録）を行うよう措置すること。

- (5) 前記第 1、4 は、参加差押えの場合に準用すること。

4 参加差押えの解除手続

- (1) 参加差押えを行った後、納付（納入）相当処分、賦課の取消し、その他の理由により参加差押えに係る県税徴収金が消滅した場合又は参加差押えを取り消す場合は、差押執行機関、滞納者及び質権者等に対し、参加差押解除通知書（別記第 68 号様式）を送達すること。

- (2) 参加差押えの対象となった財産の差押えを解除した場合は、参加差押執行機関に対し、差押解除通知書（別記第 48 号様式）により通知すること。

- (3) 二以上の参加差押執行機関がある場合の第二順位以下の執行機関に対する(2)の通知書には、「備考」欄に、差押えの効力を生ずる参加差押執行機関の名称及び参加差押年月日を記載すること。

- (4) 参加差押えの対象となった財産が、その参加差押えにつき登記（登録）を要したものである場合には、(2)の通知書の「備考」欄に、参加差押執行機関の全部の名称及び登記（登録）年月日を記載すること。

この場合、記載する順位を登記（登録）年月日順とすること。

5 参加差押えの登記、登録の抹消手続

- (1) 不動産、船舶、建設機械等について参加差押えを解除した場合は、所轄法務局に対し、登記嘱託書（不動産差押参加差押登記抹消用）（別記第 52 号様式）により登記を嘱託すること。

- (2) 登録自動車について参加差押えを解除した場合は、次により処理すること。

ア 地域振興局長は、参加差押解除通知書謄本と登録嘱託書に所要事項を記入し、運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。

イ 参加差押えについて差押えとしての効力が生じた後に、その参加差押登録の抹消登録を嘱託する場合の添付書類は、差押解除通知書謄本であること。

(3) 鉱業権について参加差押えを解除した場合は、所轄経済産業局長に対し鉱業権差押（参加差押）登録抹消登録嘱託書により登録を嘱託すること。

(4) 電話加入権について参加差押えを解除した場合は、加入権センターに対し、参加差押解除通知書（電話加入権用）（別記第 69 号様式）正副 2 通を送達し、登録を受けること。

なお、参加差押えの解除手続については、第 6 節第 1 を準用すること。

6 参加差押関係書類の引渡手続

(1) 差押えの効力を生ずべき参加差押執行機関に対し、滞納処分に関し必要な書類を引き渡す場合は、参加差押関係書類引渡書（別記第 74 号様式）を正副 2 通作成し、これに関係書類を添付して送達すること。

(2) 参加差押関係書類引渡書の「備考」欄に、引き渡す参加差押書の受付年月日及び到達順位を記載すること。

(3) 収税課長は、(1)による参加差押関係書類引渡書を受領した場合は、(1)及び(2)の記載に誤りのないことを確認し、受領証として副本に記名押印の上執行機関に返戻すること。

(4) 滞納処分に関し必要な書類の範囲は次に掲げるものであること。

なお、書類の原本を送付できないときは、写しを作成し、これを送付すること。

ア 徴収法施行令第 4 条及び第 8 条第 3 項の規定により提出された書類

イ 徴収法施行令第 25 条の規定により提出された書類

ウ 徴収法施行令第 48 条の規定により提出された債権現在額申立書及びその添付書類

エ 徴税吏員が占有している自動車検査証等の書類

(5) 参加差押関係書類引渡書の「備考」欄に、次の事項に該当する場合はその旨付記すること。

ア 差押財産を占有する第三者の住（居）所及び氏名

イ 徴収法第 59 条第 1 項の規定による契約解除の有無

ウ 徴収法第 59 条第 1 項の規定による契約解除権の行使の結果生じた損害賠償請求に基づく配当要求の有無

エ 徴収法第 59 条第 3 項の規定による前払賃料の配当要求の有無

(6) 差押執行機関と差押えの効力を生ずべき参加差押機関が同一の場合は、上記書類の引渡手続を行わないことができること。この場合は、引渡関係書類等の確認及び内部事務の引継等に誤りのないよう実施すること。

7 差押財産の引渡手続

(1) 参加差押えの対象となった動産又は有価証券の差押えを解除した場合は、次によること。

ア 差押えの効力を生ずべき参加差押執行機関に対し、参加差押財産引渡通知書（別記第 70 号様式）により引き渡す旨を通知するとともに当該財産を引き渡すこと。

ただし、差押執行機関と参加差押執行機関が同一の場合は、通知書の交付を省略することができる。

イ アにより財産の引渡しを通知する場合、差押財産を滞納者又は第三者に保管させていたときは、保管者に対し、差押財産引渡依頼書（別記第 71 号様式）により差押えの効力を生じた執行機関に引渡しすべきことを通知すること。

この場合、差押財産引渡依頼書は参加差押財産引渡通知書に添付すること。

(2) 参加差押の対象となった動産又は有価証券の引渡場所は、原則として、引渡動産の現に存在する場所であること。

8 参加差押財産の引受手続

(1) 参加差押に係る財産を執行機関から引き受けた場合は、引渡しをした執行機関に対し、参加差押財産引受通知書（別記第 72 号様式）により引渡しを受けた旨を通知すること。

ただし、差押執行機関と参加差押執行機

関が同一の場合は、通知書の交付を省略することができる。

- (2) (1)の通知書を発した場合は、滞納者又は滞納者以外の保管者及び立会人に対し、参加差押財産引受調書(別記第73号様式)の謄本を交付すること。

ただし、参加差押えに係る財産を執行機関の所属職員から直接引渡しを受けて、参加差押財産引受通知書を交付したときは、引受調書の謄本を交付しないこと。

- (3) 動産又は有価証券の引渡しを受けるため、その動産等の保管者宅の搜索を行い搜索調書を作成した場合は、差押財産引受調書の作成は要しないこと。

この場合の搜索調書には、参加差押財産引受調書にかかわるものであることを明瞭に表示すること。

- (4) 滞納者又は第三者が保管中の財産を引き受けた場合において、当該財産を搬出しようとするとき、その財産を保管している者が任意に提供したことにより搜索調書を作成しなかったときは、差押財産搬出調書(別記第23号様式)を作成し、その謄本を保管者に交付すること。

- (5) 引渡を受け参加差押財産について徴収法第48条第1項の規定が適用される場合は、所要の措置を講ずること。

- (6) 引渡しを受けた動産若しくは有価証券の保管命令又は保管契約はあらためて行うこと。

- (7) 保管させる場合は、封印、公示書等の明認方法をあらためて行うこと。

この場合、引渡しをした局長と引き受けた局長が同一であっても同様の処理を行うこと。

また、保管者等に対する差押通知書等についても通常差押えを行った場合の例によること。

- (8) 引き受けた参加差押財産が、動産又は有価証券以外の財産である場合は、事後の手続きを明確にするため、差押調書に準じた調書を作成すること。

9 参加差押えの解除請求

- (1) 徴収法第88条第1項の規定による参加差押えの解除請求は、交付要求参加差押解除請求書(別記第63号様式)によること。

- (2) (1)の請求があった場合は、その請求を相当と認めたときは4の参加差押えの解除手続により処理すること。

- (3) (1)の請求を相当と認めないときは、交付要求参加差押解除請求に対する通知書(別記第64号様式)により通知すること。

10 換価の催告

- (1) 徴収法第87条第3項の規定により、参加差押えに係る差押財産の換価を催告する場合は、差押執行機関に対し、参加差押財産換価催告書(別記第75号様式)により催告すること。

この場合、差押執行機関について差押えのまま放置してあるかどうかを調査確認の上、催告すること。

- (2) 参加差押執行機関から換価の催告を受けた場合は、速やかに換価すること。

ただし、換価することが徴収金の徴収上不相当と認められるときは、催告をした執行機関に対し、換価しない理由及び換価見込み等を別記75号様式の2により回答すること。

11 その他の処理事項

- (1) 前記第1、6、(1)、イは参加差押えに係る徴収金について配当があった場合に準用する。

- (2) 参加差押えをした財産又は参加差押えにより引き受けた差押財産が登録自動車である場合において登録機関から自動車登録令第44条の規定による自動車の登録番号の変更の通知を受けた場合は、参加差押調書又は差押調書に準ずる調書に記載してある自動車の登録番号を訂正し、その理由を欄外に記載しておくこと。

この場合、滞納者及び質権者等に対しては通知を要しないこと。

- (3) (2)により登録番号が変更された自動車の、参加差押え又は差押えの登録の抹消登録は変更後の登録番号によること。

- (4) 差押えに係る徴収金が消滅した後、その

差押えに対し参加差押えがあった場合は、差押えに係る徴収金が消滅済みであることを記載して直ちにその参加差押書を返送すること。

- (5) 参加差押書の到達が、換価代金（有価証券の取立てをしたときは、その取り立てた金銭をいう。）を受領する前であるときはその参加差押書を受領すること。

ただし、この参加差押えの効力は、売却決定が取り消され、再公売をする場合に限り配当を行うことに留意すること。

なお、提出期限後にされた参加差押えについては、その参加差押書及び参加差押整理簿に「提出期限後」と表示し、参加差押執行機関にその旨連絡すること。

用益物権、賃借権等の権利があるとき

- (2) 担保権の引き受けをさせることとした場合には、見積価額の決定に煩さな手続を要すると認められるとき

- (3) その他担保権の引き受けをさせることが徴収上適当でないとき

- 5 担保権者が、担保権の負担を買受人に引き受けさせることの申出は、担保権の引き受けによる換価の申出書（別記第 110 号様式）により、公売公告の日の前日（随時契約による場合は、その売却の日の前日）までに申出させること。

- 6 5 の申出があった場合において、徴収法第 124 条第 2 項各号に該当しないとき又は 4 の (1) から (3) までに該当することにより、買受人に引き受けさせないときは、適宜の方法により申出に応じられない旨を申出人に通知すること。

第 8 節 換価事務

第 1 公売公告

- 1 徴収法第 95 条により差押財産を公売する場合は、公売決議書（別記第 77 号様式）により局長の決裁を経たのち、公売の日の少なくとも 10 日前までに（徴収法第 95 条第 1 項ただし書の場合を除く。）公売公告（別記第 78 号様式）を掲示すること。
- 2 1 の公告は、公告した日から公売する日まで公売を執行する地域振興局の掲示場又は公売をする市町村役場の掲示場（その他必要ある場合は、公衆の見易い場所）に掲示すること。
- 3 電話加入権の公売公告には、「N T T の譲渡承認が得られないときは売却決定を取り消す」旨を記載しておくこと。
- 4 徴収法第 124 条第 2 項の規定に基づき、買受人に引き受けさせる場合は、その旨公売公告に記載すること。ただし、徴収法第 124 条第 2 項各号のすべてに該当する場合であっても、次に掲げるときは、担保権の引き受けをさせないこと。
 - (1) 最も先順位にある担保権に対抗できない

第 2 公売の通知

- 1 公売公告をした場合は、遅滞なく、滞納者に対し公売通知書（別記第 79 号様式）を、徴収法第 96 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に対しては、公売通知兼債権申立催告書（別記第 80 号様式）を送達すること。

ただし、換価を行う局長と交付要求又は参加差押えを行っている局長が同一の場合は、この通知を省略して差し支えないこと。この場合は、公売決議書等にその旨を表示しておくこと。
- 2 1 により、利害関係者に対し公売通知兼債権申立催告書を送達する場合は、債権現在額申立書（別記第 84 号様式）の用紙を添付すること。
- 3 徴収法第 107 条による公売（再公売）が直前の公売期日から 10 日以内に行われる場合は 1 及び 2 の事務処理を要しないこと。
- 4 公売の通知は、単に行政上の取扱いとして行うものでなく、公売実施の要件であるから、通知漏れ、又は期日までに送達の効果が生じないことのないように特に留意すること。

5 局長が、他の執行機関に対し債権現在額の申立てを行う場合は次によること。

- (1) 交付要求又は参加差押先執行機関に対し、債権現在額の申立てを行う場合は、あらかじめ用紙の送付を受けている場合を除き、債権現在額申立書（別記第 85 号様式）によること。
- (2) (1)の債権現在額申立書に記載される延滞金額は、差押執行機関に換価代金が納付される日までの金額とすること。
- (3) 交付要求又は参加差押先執行機関の長が、同一の局長である場合は、この申立てを省略して差し支えないこと。

第 3 債権現在額の調査

1 公売代金から配当を受けることのできる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を提出しなければならないこと。

この場合、売却決定の日の前日が休日にあたるときにおいても、その期限は延長されないことに留意すること。

2 債権現在額申立書を受理した場合における私債権の確認要領は次によること。

- (1) 差押えに係る徴収金に優先する債権がない場合における私債権の確認は、受理した債権現在額申立書について形式的審査を行うものとし、既に弁済した債権の申立てがあっても意義を申し立てる者がいないときは、その金額により配当すること。
- (2) 差押えに係る徴収金に優先する債権がある場合における債権の確認は、その債権現在額申立書について債権の存否、金額、順位等につき実質審査をして債権を確認すること。

この場合における確認の方法は、滞納者に対する問合わせ又は債権者の帳簿等の実地調査若しくは文書等による照会等の方法により確認するものとし、必要がある場合は、徴収法第 141 条の規定に基づき滞納処分のための質問又は検査をすること。

3 次に掲げる債権を有する者が、債権現在額

申立書を提出しないときは、実質審査によりその金額を確認すること。

- (1) 登記（登録）された質権、抵当権、先取特権付の債権
 - (2) 登記（登録）することができない質権、先取特権、留置権付の債権で知れているもの
 - (3) 滞納者の所有に係る動産を占有していた第三者が、当該財産を引き渡したことにより有する損害賠償請求権又は前払賃料に係る債権で知れているもの
- 4 徴収法施行令第 48 条の規定により、債権現在額申立書に添付された書類については、その債権の権利を証明する証拠書類であるとともに参加差押えを受けている場合、差押えを解除したときは参加差押えをした執行機関に添付して送付することになるから、これらの書類の保管については慎重に取り扱うこと。
- 5 利害関係者が銀行である場合において、公売通知兼債権申立催告書を送付する場合は、その取扱支店名及び債務者の住所氏名を記載すること。

第 4 見積価額の公告等

1 徴収法第 98 条の規定による公売財産の見積価額は、公売時における客観的な市場価額（時価）を基礎として評定し、見積価額評定調書（別記第 86 号様式）を作成すること。

なお、その具体的な評価事務に当たっては、「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）（平成 26 年 6 月 27 日付け徴収 3－7 国税庁長官通達）に準じて処理すること。

- 2 鉱業権及び電話加入権の見積価額を評定する場合は、それぞれ鉱業権評価証明書（別記 88 号様式）、電話加入権評価明細書（別記 89 号様式）を作成すること。
- 3 見積価額を決定する場合において、財産の評価困難なもの、高価なもの等財産の性質上その価額を見積り難いときは、鑑定人を選びこれに評価を委託し、その評価を参考として決定してよいこと。

- 4 見積価額を公告する場合は、公売公告（決議書）の用紙を適宜補正して使用し、決裁を経たのち、徴収法第 99 条第 1 項に定めるそれぞれの期日までに公告すること。
- 5 公売公告をするときまでに、見積価額を公売公告と同時に公告し、滞納者に対する公売通知書及び利害関係者に対する公売兼債権申立催告書にその見積価額を記載すること。
- 6 徴収法第 99 条第 3 項の規定により、公売財産が動産である場合は見積価額（最低公売価額）票（別記第 95 号様式）を作成し、これを当該物件にちょう付する等直接表示して公告に代えるものとする。

この場合には、公売公告に記載する等適宜の方法により「見積価額は当該動産に直接表示してある」旨を周知させること。
- 7 徴収法第 99 条第 2 項の規定により、見積価額を公告しないで公売する場合には、開札後においても、その見積価額を公開しないものとする。

第 5 公売保証金

- 1 徴収法第 100 条の規定により公売保証金を提供させる場合は、入札等により買受申込みをする者に入札等をするときまでに現金、現金代用納付証券（銀行振出しのものに限る。）又は、公売保証金の納付を保証する契約を証する書面を提供させ、納付又は納付代理人には歳入歳出外現金領収証書を交付すること。

また、インターネットオークションシステムを利用した公売（以下、「インターネット公売」という。）において、公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、特例として、インターネット公売を提供する契約法人（以下、「契約法人」という。）が公売参加者のクレジットカードの売り上げ承認による与信枠を確保した時点で公売保証金を提供したとみなすものであること。

また、契約法人は、与信枠を確保したときは、与信枠を確保したことを証する書面を入札等の前までに税務課へ提出するものであること。

なお、その場合において、契約法人は入札等終了後に納付代理人として、速やかに最高

- 価申込者等の公売保証金を納付するものであること。
- 2 1 により公売保証金を受けた後、公売保証金を直ちに納人に還付する場合は、取扱上、歳入歳出外現金口座には払い込まないこと。
 - 3 歳入歳出外現金として受入れた公売保証金、換価代金又は債権差押による受入金を徴収金に充当する場合は、充当決議書（別記第 96 号様式）により行うこと。
 - 4 徴収法第 100 条第 3 項ただし書の規定により公売保証金を徴収金に充当した場合及びその残余金を滞納者に交付する場合は、充当通知書（別記第 96 号様式の 2）に記載し、その旨滞納者へ通知すること。
 - 5 徴収法第 108 条第 3 項の規定によって、公売保証金を没収する場合は、3 の取扱いに準じて処理すること。

この没収された公売保証金は、県税徴収金に充当しないこと。

第 6 公売及び入札等の手続

- 1 徴収法第 97 条の規定に基づく公売の場所は、公売財産が現に所在する市町村のうち、次ぎに掲げる場所において行うこと。

この場合、公売場所の選定は公売対象財産の種類、数量等の買受希望者の参加予想等を勘案して行うこと。

 - (1) 地域振興局の庁舎の内外
 - (2) 常設公売場又は共同公売場
 - (3) 市町村役場
 - (4) その他繁華街の施設等適当と認める場所
 - (5) インターネット公売の場合は契約法人の提供するインターネットオークションサイト上
- 2 公売執行の場所には、入札心得書（別記第 99 号様式）を備え閲覧に供すること。
- 3 入札は、公売財産の買受希望者に、入札書（別記第 100 号様式）をもって買受希望価額を封書として、入札時間内に公売執行職員に差し出させること。
- 4 入札書に記載すべき入札価額は、公売公告に記載した売却区分に従い（個別売却の場合

には、それぞれの区分に従う。)別紙に記載させること。

5 徴収法第101条第2項の規定に基づき入札書を提出した後に、入札書の撤回、変更又は取消しはできないこと。

6 公売財産が法令により譲渡制限を受けているものである場合は、入札者に当該財産の買受人となることのできる資格証明書等必要な証明書を提出させること。

7 入札は原則として郵便等による方法は認めないこと。

ただし、特に買受希望者のやむを得ない理由によるものである場合は、これを認め、入札書在中の封筒に「入札書」と表記し、入札時間内に到達したものに限り有効な入札書として取り扱うことができること。

この場合、当該入札書の到達時刻が後日において争われる場合もあるので、収税課長が当該入札書にその到達時刻及び氏名を自署すること。

8 入札書の提出を締め切る場合は、所定の時刻が到来した旨を入札者に告げ締め切ること。

9 せり売りによる公売

(1) 次に掲げる財産等は、せり売りの方法によることが有利と思われるので、これらの公売に当たってはせり売りの方法を考慮すること。

ア 書画、骨とう、衣類、家具若しくは什器等日常生活必需品で多量ある場合又は高価な申込みがあると見込まれる財産

イ 繁華街の土地又は建物等で買受希望者間に競争がはげしいと思われる場合

ウ 鮮魚、野菜等の生鮮食料品等で公売を迅速に行う必要があると認められる場合

(2) せり売りの方法によって公売する場合、公売決議、公売公告(掲示期間を含む。)見積価額の公告、公売通知等の手続については、入札の場合と同様であり、これらの様式を適宜修正して使用すること。

(3) せり売りの場合は、特殊技術を要することから、必要に応じせり売人を選び、せり売りをさせることができるが、この場合に

においても公売事務担当者又はその他の徴税吏員が必ずせり売りの場所に立会いのうえで行わせること。

(4) せり売りの決定及び買受代金の領収等については、公売事務担当者又はその他の徴税吏員が行うこと。

(5) せり売りの実施に当たっては、公売公告に記載してある公売財産の売却区分に従って、見積価額からせり売りの申込みを促し、順次申込価額をせり上げ、最後の最高申込価額を3回以上告げて、それ以上の価額の競売申込みのない場合は、その価額と見積価額とを比較し、その申込価額が見積価額以上である場合は、その価額をもって最高申込価額として決定すること。

この場合において、最高価の申込人が2人以上であるときは、最初の発声をした者を最高価申込人とし、同時発声と認められるときは、抽せんをもって決定すること。

(6) せり売人の選定については、次の点に留意すること。

ア せり売りの方法に深い経験のある者

イ その地方又は同業者間に信望のある者

ウ せり売人と申込人と談合、その他不正を行うおそれのない者

(7) せり売りに参加する者は、公売保証金を徴することを条件としている場合には所定の公売保証金を納付した者であること。

また、法令等の規定により買受人となることのできる者に制限がある場合は、これらの有資格者であることの確認等、せり売開始に先だって参加資格を確認することが必要であること。

(8) 最高価申込額が決定した場合は、買受代金の納付及び当該財産の引渡し等に誤りのないよう、競落整理票(別記第125号様式)を作成すること。

10 インターネット公売による入札参加資格の付与及び入札方法

(1) 参加資格の付与

入札参加希望者が入札参加資格を取得するためには、公売公告等に掲示した参加申し込み期間内にインターネットオークショ

ンシステム上において、契約法人のＩＤ（認証）を取得したうえで参加申し込みを行い、当該入札を実施する地域振興局長が公売保証金を確認した上で、税務課において参加資格を付与するものとする。また、クレジットカードの認証により参加申し込みをする場合は、契約法人がクレジットカードの売り上げ承認による与信枠を確保した時点で参加資格が付与されるもの。

(2) 入札方法

ア セリ売りの場合

公売公告等に掲示したセリ売りの期間内において、入札参加者がインターネットオークションシステム上において、買受希望価格を入力することにより行うものとする。

また、入札参加者は、セリ売り期間内であれば何回でも買受希望価格を入力することができるものとする。

イ 期間入札の場合

公売公告等に掲示した入札の期間内において、入札参加者がインターネットオークションシステム上において、買受希望価格を１回に限り入力することにより行うものとする。

申込者に対し、電子メールにより決定した旨を告げるとともに、入札又はセリ売りが終了したことをインターネットオークションシステム上等に掲示することにより告知すること。

- 3 公売に付した財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、債権又は無体財産である場合は、滞納者及び利害関係者に対し、不動産等の最高価申込者決定通知書（別記第 101 号様式）により最高価申込者として決定した旨を通知すること。

この場合、公売公告の方法により不動産等の最高価申込者決定公告（別記第 102 号様式）を行うこと。

- 4 最高価申込者を決定したのち、徴収法第 108 条第 2 項等の規定により、最高価申込者の決定を取り消した場合は、最高価申込者以外の入札者及び滞納者並びに質権者等に対しては、別記第 103 号様式による最高価申込者決定の取消通知書、最高価申込者に対しては、別記第 103 号様式の 2 による最高価申込者決定の取消通知書により決定を取り消した旨を通知すること。

- 5 公売財産に係る県税徴収金の完納の事実が、最高価申込者の決定後、売却決定までの間に確認されたときは、その最高価申込者の決定を取り消すものとする。

第 7 最高価申込者の決定

- 1 入札又はセリ売りの結果、公売財産の売却区分ごとに見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として、入札書又は競落整理票により決議のうえ決定すること。

この場合、公売財産を一括入札等の条件とした場合は、これを 1 個の売却区分とし一括入札価額により、また個別入札を条件とした場合は、個別の入札価額によりそれぞれ最高価申込者として決定すること。

- 2 1 により最高価申込者を決定した場合は、直ちにその氏名及び入札等の価額を告げるとともに、入札又はセリ売りの終了したことを口頭又は掲示等により告知すること。

また、インターネット公売の場合は最高価

第 8 次順位買受申込者の決定

- 1 次順位買受申込者制度は、次の要件のすべてを満たす場合に適用すること。
 - (1) 入札の方法による公売であること。ただし、複数落札入札制による場合を除く。
 - (2) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等の公売であること。

(3) 公売保証金の提供を要することとして行う公売であること。ただし、公売保証金の納付を要しないこととして公売する場合（徴収法第 100 条第 1 項ただし書）には、最高の価額の入札者が 2 人以上あり、くじで最高価申込者を定めた場合に限り次順位買受申込者制度が適用されること。

2 最高価申込者の決定をした場合には、徴税吏員は、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位による買受けの申込みの催告をするものとする。

3 次順位による買受けの申込みは、既に、徴税吏員に提出している入札書の余白に、その旨を明らかにさせる方法により行わせること。

なお、この申込みは、2 の申込の催告前に行うことはできないこと。

4 徴税吏員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、次順位買受申込者として決定をしないものとする。

(1) 入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）であること。

(2) 公売保証金を提供させる場合においては、所定の公売保証金を提供していること。

(3) 徴収法第 92 条又は第 108 条等法令の規定により買受人等としてはならない者でないこと。

(4) 徴収法第 95 条第 1 項第 7 号の一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること。

5 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が 2 人以上あり、これらの者から次順位による買受けの申込みがある場合は、抽せんにより当せんした者を次順位買受申込者として決定する（徴収法第 104 条の 2 第 3 項）。これらの場合における抽せんは、これらの者が直接抽せんすることができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法により抽せんを行うものとする。

6 次順位買受申込者を決定した場合は、不動

産等の次順位買受申込者の決定通知書（別記第 101 号様式の 2）により滞納者及び利害関係人に通知するとともに不動産等の次順位買受申込者の決定公告（別記第 102 号様式の 2）により公告すること。

第 9 随意契約による売却

1 随意契約による売却のできる場合

(1) あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）等法令の規定により公売財産を買い受けることができるものが 1 人であるとき。

(2) 物価統制令（昭和 21 年勅令第 443 号）の規定に基づいて最高価額が定められている公売財産を、その価額で売却するとき。

(3) 差押財産について、土地収用法による収用権限のある者から買受けの申出があるとき及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）等の規定により譲渡の相手方が制限されている場合等公売に付すことが公益上適当でないと認められるとき。

(4) 上場されている株式、社債、天然ゴム、金等のように金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に規定する取引所の相場がある財産をその日の相場（相場表に公表された最終価格「終値」）で売却するとき。

(5) 差押財産を公売に付しても入札等がないとき、入札等の価格がその見積価額に達しないとき又は徴収法第 115 条第 4 項（売却決定の取消し）の規定により売却決定を取り消したときにおいて当該財産を換価するとき。

この場合、原則として再公売を実施してもなお売却できなかったときに限り随意契約の方法により売却することとして取り扱うこと。

2 売却の決議

随意契約による売却の決議は公売決議書（別記第 77 号様式）を適宜補正して使用することとし、随意契約により売却する事由を別紙に記載し添付すること。

3 （削除）

4 売却の通知

- (1) 滞納者に対して売却する日の 7 日前までに随意契約による売却の通知を行うこと。

また、利害関係者に対しては随意契約による売却の通知兼債権現在額申立催告を行うこと。

- (2) この場合の通知書は公売通知書（別記第 79 号様式）及び公売通知兼債権現在額申立催告書（別記第 80 号様式）をそれぞれ適宜補正して使用すること。

- (3) この売却通知は、直前の公売期日又は直前の随意契約による売却の期日から 10 日以内に売却しようとするときは通知を要しないこと。

ただし、随意契約による売却の日以前に滞納者に到達すると見込まれる場合は通知するものとして取り扱うこと。

5 見積価額の決定等

- (1) 見積価額の決定

ア 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき以外は売却財産の見積価額を決定すること。

なお、見積価額の決定に当たっては直前の公売における見積価額がある場合には、この価額を下まわってはならないこと。

イ 見積価額の決定は見積価額評定調書（別記第 86 号様式）を補正し、これにより行うこと。

- (2) 見積価額の公告及び通知

ア 随意契約により売却する日の 7 日前までに見積価額を公告するとともに滞納者及び利害関係者に対しこの価額を通知すること。

イ 公告及び通知は、3 の公告及び 4 の通知にあわせて記載する方法により行うものとする。

なお、この公告及び通知については 3 (2) の趣旨と同様であること。

6 買受価額見積書の徴取

- (1) 随意契約による売却の日の指定した時刻までに買受希望者から買受価額見積書（入札書（別記第 100 号様式）を補正して使用する。）を提出させること。

この場合、売却の公正を図るため買受人が 1 人である場合を除きなるべく 2 人以上の買受希望者から買受価額見積書を提出させるよう配意すること。

- (2) 売却する財産の性質等により買受人に制限があるときは、その適格者であることの証明書等を添付させること。

また、買受人に制限がない場合であつても特に滞納者等に疑惑を抱かせることのないよう買受希望者の選定に留意すること。

7 買受人となるべき者の決定

買受希望者から提出された買受価額見積書は、その提出時間の締切り直後買受希望者の面前で開き、次に掲げる買受希望者を買受人となるべき者として買受価額見積書により決議の上決定すること。

- (1) 1・(2)に該当する財産

ア 見積価額と同額な買受価額見積書を提出した買受希望者

この場合、買受希望者が 2 人以上あるときは抽せんにより決定すること。

イ 買受希望者から法令に規定する最高価額以上の価額で買受価額見積書が提出されても、その価額では買受人となるべき者を決定できないことに留意すること。

- (2) 1・(4)に該当する財産

ア 売却する日の取引所の相場により買受価額見積書を提出した買受希望者

この場合、買受希望者が2人以上あるときは抽せんにより決定すること。

イ 買受希望者から売却する日の取引所の相場（終値）を超える価額の買受価額見積書が提出されてもその価額で買受人となるべき者を決定することは適当でないこと。

- (3) 1・(1)、(3)又は(5)に該当する財産
見積価額以上の買受価額見積書を提出した者のうち、最高価額の買受希望者
この場合、(1・(1)を除く)最高価額の買受希望書が2人以上あるときは抽せんにより決定すること。

8 買受人となるべき者の決定の通知等

売却した財産が不動産等であるときは、滞納者及び利害関係者に対して不動産等の買受人となるべき者の決定を通知するとともに、その旨公告すること。

この場合、決定の通知書は不動産等の最高価申込者決定通知書（別記第101号様式）を、不動産の買受人となるべき者の決定公告は不動産等の最高価申込者決定公告（別記第102号様式）をそれぞれ補正して使用すること。

9 公売保証金

納付を要しないこと。

10 売却決定等

売却決定及びその後の処理は、公売の場合と同様であること。

なお、1・(1)に係る買受人に売却する場合の事務処理にあたっては、適宜買受人との連絡をとって処理すること。

第10 公売の中止

1 公売を中止すべき場合

- (1) 公売財産の売却決定前に、次に掲げる事由が発生したとき。

ア 公売に係る滞納県税徴収金の全額が完納（充当、配当金の充当を含む。）された場合又は課税の取消しがあったとき。

イ 公売公告の記載事項について変更すべき事由が生じた場合又は滞納者若しくは利害関係者に交付する公売通知書が所在

不明等の理由により返され再度送達しても公売期日前に送達の効力が生ずる見込みのないとき。

ウ 滞納者について災害その他の理由が生じたため、公売の中止を相当と認めたとき。（徴収上公売中止が有利と判断される場合を含む。）

なお、公売を中止することによってその公売財産上に質権等を有する者及び交付要求を行った者に損害を与えないことが明らかな場合等を総合して判定すること。

エ 県税徴収金の一部について納付（納入）、充当又は課税の一部取消しがあった場合で、その公売財産の見積価額が県税徴収金を著しく超過すると認められるとき。

なお、この場合次により検討の上処理すること。

(ア) 公売財産が可分物であるときは県税徴収金に見合う財産の公売を行い、超過部分についてのみ中止すること。

(イ) 公売財産が不可分物であり他に滞納税金額に見合う差押可能財産がある場合についてのみ中止すること。

- (2) 公売の直前に原則として県税徴収金の70%以上を納付（納入）し（納付納入の委託を含む。）残額を近日中に納付（納入）する見込みがあるとき。

2 納付（納入）の確認

売却決定前に滞納者又は第三者が指定金融機関等に納付（納入）した場合で、その領収済通知書が到達していないときは滞納者から県税領収証書の提示を受け納付（納入）した事実を確認した場合に限り公売を中止すること。

3 審査請求があった場合

公売公告後売却決定前に審査請求があった場合は、買受希望者に法第19条の7第1項に定める趣旨を周知させ徴収法第106条第1項の規定による入札又はせり売りの終了の告知までの手続を進めることとし、審査請求の裁決又は取下げにより換価の制限が解除さ

れるまで、手続を停止すること。

この場合、裁決又は取下げ後の換価手続について税務課長と協議すること。

4 公売の中止

(1) 公売を中止する場合は、公売中止通知書(別記第 82 号様式)を滞納者及び利害関係者にそれぞれ送付するとともに公売中止公告(別記第 81 号様式)を公売期日までの間、所定の場所に掲示すること。

(2) 公売財産の全部又は一部を中止したことにより差押解除手続を要する場合は所要の処理を行い、差押解除通知書を直ちに交付する場合はこれに公売を中止した旨及びその決議年月日を記載し(1)の通知にかえることができること。

また、公売財産の一部の公売を中止した場合は公売公告の該当財産を抹消し「公売中止」と付記し公告にかえることができること。

5 滞納処分総括表等の整理

公売を中止した場合は滞納処分総括表(別記第 123 号様式)の公売関係事跡欄にその旨記載すること。

6 随意契約による売却の中止

1 から 5 までの処理に準ずること。

なお、関係様式については適宜補正の上使用すること。

7 インターネット公売による売却の中止

1 から 5 までの処理に準じて行うこと。

なお、地域振興局は公売を中止した場合はすみやかに税務課へ連絡をすること。また、税務課はインターネットオークションシステムへ中止した旨を速やかに掲示すること。

第 11 動産又は有価証券の売却決定

1 動産又は有価証券を換価に付し最高価申込者を決定した場合は、売却決定をする旨口頭等で通知するとともに買受代金を納付させること。

2 売却決定は、換価に付した財産について滞納者と最高価申込者との間における売買契約成立の効果を生ずるものであること。

3 1 により買受人が買受代金を納付した場合は、当該物品を買受人に引き渡すとともに、物品を受領した旨の受領書を徴すること。

この場合の受領書は、入札書、競落整理票又は買受価額見積書を使用し、公売関係書類につづり込み整理しておくこと。

4 動産等を公売に付す場合は、特にやむを得ない事情がある場合を除き公売場所へ搬出したうえで公売すること。

5 公売財産を滞納者又は第三者に保管させたまま公売した場合において、買受人が買受代金を納付したときは、直ちに次の手続を行うこと。

(1) 買受人に対し、売却決定通知書(保管され場合の買受人あて)(別記第 104 号様式)を、保管者に対しては、売却財産の引渡通知書(保管させた場合の保管者あて)(別記第 105 号様式)を交付して、当該動産の保管を解除するからその動産を買受人へ引き渡すべき旨の通知をすること。

(2) 買受人が保管者に対し、当該動産の引渡しを求めた場合において、保管者がその引渡しを拒否した場合であっても局長は当該財産の引渡義務を負わないことに留意するとともに、その旨を公売公告に明記しておくこと。

第 12 不動産等の売却決定

1 不動産等の売却決定の日は徴収法第 113 条の規定によるものであるが、売却決定の日が休日に該当しないよう留意すること。

2 公売公告、公売通知書及び公売通知兼債権申立催告書等に記載された売却決定の日時及び場所については、任意に変更することができないこと。

3 最高価申込者に対して売却決定する場合には、売却決定期日において、公売公告等に記

載してある売却決定の場所において、口頭等により買受人に通知すること。

- 4 換価財産の買受代金の納付期限は、売却決定の日であるが、必要と認めるときは、30日を超えない範囲において延長することができること。
- 5 売却決定期日において最高価申込者が買受代金を納付した場合又は徴収法第115条第2項により買受代金を納付した場合は買受人に対し、売却決定通知書（別記第106号様式）を交付すること。
- 6 不動産等の買受代金納付の取扱いとは動産の売却決定についての取扱いを準用する。
- 7 徴収法第117条及び第115条第4項等の規定により売却決定を取り消した場合又は買受人が徴収法第114条の規定により買受けを取り消した場合は、滞納者並びに利害関係者に対しては、別記第103号様式による売却決定最高価申込者決定の取消通知書、買受人に対しては、別記第103号様式の2による売却決定最高価申込者決定の取消通知書により通知すること。
- 8 売却決定後において徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定も取り消すこと。
- 9 譲渡担保財産を公売した場合において、換価代金の残余金の交付は、譲渡担保権者に交付すること。
- 10 借地借家法（平成3年法律第90号）第20条第1項の「貸借権譲渡の承諾に代わる裁判所の許可を求める申立て」をする場合は、借地非訟事件手続規則（昭和42年最高裁規則第1号）第10条第2項の規定により、建物を公売により買い受けた事実及びその代金を支払った日を証する書面が必要とされているが、借地上の建物を公売により取得した者から、この証明の請求があった場合は次によって処理すること。

(1) 証明書を請求できる者

公売に関する証明を請求することができる者は、徴収法第116条の規定による買受人であること。

(2) 請求の手続

証明書の請求については、公売に関する証明（請求）書（別記第107号様式）を2部提出させること。

この場合、証明（請求）書と物件目録とが別の用紙であるときは、請求者をしてこのつづり目に割印させること。

(3) 証明事項の調査

証明書の交付の請求があったときは、売却決定決議書等により換価財産及び売却価格等証明事項の内容を調査することとし、売却決定の事実と相違している場合については、その内容を訂正させること。

この場合、欄外に「〇〇字削除、〇〇字加入、〇〇字訂正」のように記入し、請求者に訂正印を押印させること。

(4) 証明書の交付

(3)により調査した結果、売却事実と相違ないと認められたときは、局長の決裁を受け契印の上一部を控とし、他の一部を証明書として請求者に交付すること。

この場合において、証明番号は一般の文書番号とし、また証明書と物件目録とが別用紙のときは、そのつづり目に局長の職印で割印すること。

なお、当該証明書は交付手数料を要しないものであること。

(5) 証明（請求）書の整理保管

証明（請求）書については、証明番号順に編てつし、収税課において整理保管しておくこと。

第13 権利移転の手続

- 1 買受代金納付前の危険負担（差押家屋の焼失等）は滞納者に帰するものであることに留意すること。
- 2 買受代金の納付があった後において当該財産上に生じた危険は、当該財産の登記、登録の有無にかかわらず買受人の負担となることに留意すること。
- 3 売却財産の権利移転手続は次により行うこと。

(1) 動産の権利移転手続は、第 11（動産等の売却決定）の手続により当該財産を買受人に引き渡すことによって行うこと。

(2) 徴収法第 120 条の規定に基づき換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、裏書又は名義変更等の手続を必要とするものについては、滞納者に対し一定期限（おおむね 5 日以内）に権利移転に必要な裏書等の手続を行わせた上で買受人に引き渡すこと。

この場合、滞納者が手続を行わないときは、局長は滞納者に代って次の手続をとること。

ア 単に裏書を行うことにより権利が移転する有価証券については、「国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により滞納者何某に代わり、公売による買受人何某に譲渡する。」の旨を当該証券の裏面に記載し、局長がこれに記名し職印を押印すること。

イ 名義変更を必要とする有価証券については、買受人に「公売により買受人何某に譲渡したから、国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により滞納者何某に代わり、名義変更を請求する。」旨を記載した書面に局長が記名し、職名を押印して交付し、証券の発行者（名義書換代理人を含む。）に対して、名義変更の請求をさせること。

(3) 電話加入権の権利移転手続

買受人が、その買受代金を納付したときは徴収法第 118 条及び第 122 条の規定により、売却決定通知書（別記第 106 号様式）を電話局及び買受人に交付するとともに、買受人に対し次の手続を行わせること。

ア 買受人が単独で電話局に対し、速やかに電話加入権の譲渡承認を請求し、権利移転の手続を行うものであること。この場合、権利移転手続の完了しだい報告させること。

イ 買受人から相当の期間内に権利移転手続がなされない場合は、買受人に対して権利移転手続の催告を行うものとし、催

告をしてもなお、権利移転手続がなされないときは、その換価に係る関係書類は、その手続がなされるまでの間別途保存するものとする。

ウ 換価した電話加入権に質権の設定があるときは、買受人から電話局に対し、あわせてそのまっ消登録の請求を行わせること。

エ アの譲渡承認が得られないときは、売却決定を取り消し、既に徴収金に充当した買受代金は、県税徴収金に係る過誤納金の例により買受人に還付すること。

(4) 自動車の権利移転手続

ア 登録自動車の買受人が、その買受代金の金額を納付したときは、その買受人に対して直ちに売却決定通知書を交付するとともに、代金納付後 5 日以内に次の書類を提出させること。

なお、登録自動車の所有権移転の登録は、所有者の変更があった日から 15 日以内に申請しなければならないことになっているので留意すること。

(ア) 自動車検査証記入申請書（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）第 2 条第 1 項に規定する第 1 号様式又は第 2 号様式）

(イ) 買受人の自動車保管場所証明書及び保管場所を使用する権原を有することを証するに足る書面（不動産の登記事項証明書又は賃貸借契約書の副本、使用承諾書等）

ただし、その登録自動車の使用の本拠の位置の変更を伴う場合で、かつ、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）の適用地域内にあるときに限る。

(ウ) 自動車損害賠償責任保険証明書

(エ) 買受人の印鑑登録証明書

(オ) 買受人の住民票抄本又は法人の登記事項証明書

(カ) 登録に必要な手数料の額に相当する自動車検査登録印紙をちょう付した手

数料納付書

イ 地域振興局長は、買受人が提出した書類等を審査し、これらの書類とともに次の書類により運輸支局に登録の嘱託手続を行うこと。

(ア) 登録嘱託書(換価に伴い消滅する権利に係る抹消登録嘱託も同時に行うこと。)

(イ) 売却決定通知書の謄本

(ウ) 自動車検査証(自動車検査証が入手できない場合は、その理由を記載した書面)

(エ) 換価に伴い消滅する権利がある場合は、配当計算書の謄本

(5) 不動産の権利移転手続

買受代金を納付した後、その買受人から権利移転の登記について請求があった場合は次の書面を提出させ、登記嘱託書(不動産公売処分による登記用)(別記第108号様式)により所轄法務局に登録の嘱託をすること。

ア 当該不動産の権利移転に必要な登録免許税相当額の登録免許税の領収書。

ただし、登録免許税の額が3万円以下であるときは、当該登録免許税相当額の収入印紙(消印してはならない。)

イ 買受人の住民票抄本又は法人の登記事項証明書

(6) 鉱業権の権利移転手続

所轄経済産業局長に対し、鉱業権公売処分による登録嘱託書(別記第109号様式)により登録を嘱託すること(郵送する場合は書留郵便とすること)。

この嘱託書の記載要領は次によること。

ア 鉱業権を公売処分によって売却(随意契約による売却を含む。)した場合における所有権の移転登録、差押登録の抹消登録、売却によって消滅した抵当権その他の登録の抹消登録を嘱託すること。

イ 「鉱業権の表示」欄は、登録を嘱託しようとする時の鉱業原簿上の鉱業権の表示を記載すること。

したがって、差押登録後鉱業権の表示

の変更等があった場合には、その変更等の登録後の表示を記載すること(売却決定通知書謄本の鉱業権の表示と一致する)。

ウ 「登録の原因及びその日付」欄の登録原因の日付は、買受代金の納付があった年月日を記載すること。

この場合、登録原因が随意契約による売却の場合には、「随意契約による売却決定」と記載すること。

エ 「登録の目的」欄中、差押登録の抹消は、抹消すべき差押登録を特定する趣旨から、差押登録の受付年月日、受付番号をも記載すること。

この場合、抵当権その他の権利(差押登録後に登録した所有権等も含む)。の登録抹消は、抹消すべき権利の登録を特定する趣旨から、それらの権利の設定等の登録の受付年月日、受付番号をも記載すること。

オ 「登録権利者」欄には、売却決定通知書謄本の買受人の住(居)所(所在地)、氏名(名称)を記載すること。

なお、その住所氏名等は、添付書類として添付する住民票又は法人の登記事項証明書等の記載と一致すること。

カ 「登録義務者」欄中、上欄の住(居)所、氏名欄は、差押登録時の鉱業原簿上の所有者(登録名義人=滞納者)について記載し、下欄の住(居)所、氏名欄には、鉱業原簿上に登録された抹消すべき抵当権その他の権利の権利者について記載すること。

キ 「登録免許税」欄には、登録免許税法(昭和42年法律第35号)に基づく登録免許税の額を記載すること。

ク 「添付書類」欄中、所有権移転を証する書面としては、原則として売却決定通知書謄本を添付すること。

抹消する権利が差押登録及び差押え後に登録した権利だけの場合にも配当計算書謄本の添付を要すること。

登録権利者(買受人)の住所を証する

書面として、登録権利者が個人の場合には、住民票抄本を、法人の場合には登記事項証明書を添付すること。

ケ 嘱託書と嘱託書に添付する書類には、そのつづり目に局長の職印で契印すること。

コ 登録済みとなったときは、経済産業局から登録済証として、売却決定通知書等の謄本に所要事項を記載して返送されるから、その返送料として郵便切手を同封すること。

- 4 売却決定を行ったのち、買受人が相当期間内に、登録免許税及びその他の費用又は書類等を提供して権利移転の登記等を請求しない場合において、局長は、買受人に対してその請求をするよう催告するものとし、その請求があるまでの間は、差押えの登記等の抹消は行わないこと。

第 14 権利移転に伴う調査

- 1 公売処分による所有権の移転について登記又は登録をする場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 次に掲げるものは換価により消滅するからその有無を調査すること。

ア 徴収法第 124 条第 1 項による権利

イ 差押えに対抗することができない権利

ウ 消滅する担保権等に対抗することができない用益物権及び賃借権

エ 質権、抵当権又は先取特権に係る仮登記及び仮登録

オ 差押え及び参加差押えの登記又は登録

- (2) (1)の権利の登記又は登録の抹消の登記は、公売処分による登記又は登録の嘱託書に抹消すべき事項を記載して行うこと。

- (3) 登記されている質権、抵当権又は先取特権について徴収法第 124 条第 2 項の規定により買受人に引き受けさせる条件で換価した場合は、当該権利を消滅させることができないものであるから、抹消の登記又は登録に注意すること。

第 15 換価代金の配当

- 1 配当計算書等の作成

- (1) 徴収法第 131 条の規定により換価代金の配当を行う場合は、配当計算書（別記第 97 号様式又は 97 号様式の 2）及び配当計算書付属書類（別記第 98 号様式）を作成し、その謄本を買受代金納付の日から 3 日以内に滞納者及び配当を受けるべき権利を有するすべての質権者等へ送達すること。ただし、自地域振興局県税部以外に換価代金の配当を受ける権利者がいない場合は、配当計算書付属書類に替えて差押えに係る県税徴収金配当明細書（別記第 98 号様式の 2）を作成すること。

- (2) 配当計算書に記載する換価代金の交付期日は、徴収法第 132 条第 2 項の規定により配当計算書の謄本を発送した日から起算して 7 日を経過した日とすること。

ただし、同条ただし書きにより期間を短縮した場合は、実際に交付する期日を記載すること。

なお、期間の短縮は、質権又は抵当権によって担保される債権がある場合には、行わないこと。

- 2 1 により質権者等に送達する場合においてその質権者等が銀行であるときは、配当計算書及び配当計算書付属書類の欄外余白に、その取扱銀行の支店及び債務者の住所氏名を記載すること。

- 3 徴収法第 129 条第 5 項の規定により換価代金等を配当すべき場合の配当順位は次によること。

- (1) 配当の基因となった滞納処分に係る滞納処分費
- (2) 法第 14 条の 4 の規定に基づく軽油引取税、県たばこ税等及び徴収法第 11 条による内国消費税
- (3) 法第 14 条の 15 第 1 項に基づく留置権によって担保される債権

- (4) 第三者の占有財産を差し押さえた場合において、第三者がその基礎となっている賃貸借契約等を解除したために生ずる第三者の滞納者に対する前払借賃債者
- (5) 不動産保存の先取特権
- (6) 不動産工事の先取特権
- (7) 船舶の先取特権
- (8) 地方公共団体の徴収金の優先する債権の

ため又は地方公共団体の徴収金のために動産を保存した者の先取特権

(9) 法定納期限等前に設定された次の債権

ア 質権及び抵当権

イ 不動産賃貸の先取特権、その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権

ウ 不動産売買の先取特権

エ 借地借家法第 12 条による借地権設定者の先取特権等

オ 登記(登録)のある一般の先取特権

(10) 差押えに係る県税徴収金

(11) 交付要求(参加差押え)に係る租税及び公課

(12) 法定納期限等後に設定された質権、抵当権、先取特権

(13) (4) の場合において生ずる第三者の滞納者に対して有する損害賠償請求権

4 換価代金等の交付期日までに配当計算書及び配当計算書附属書類の謄本を受けた債権者から配当計算書に関する異議の申出がない場合は、配当計算書に定めた換価代金等の交付期日に換価代金等をそれぞれの債権者に交付して配当手続を完了すること。

5 換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申出があった場合は、その異議の種類に応じ次により処置すること。

(1) 国税、地方税、公課の配当金額について異議の申出があった場合は、国税、地方税、公課等のそれぞれの行政機関に連絡を取り、その申出の内容に応じ異議の申出を容認すべき場合は配当計算書を更正し、また異議の申出が誤っていた場合は、最初の配当計算書に従って換価代金を交付すること。

(2) 国税、地方税、公課に劣後する私債権相互間又は私債権者と滞納者間に係る異議の申出があった場合は、次の順序により処理すること。

ア 異議に関係のない国税、地方税、公課に対し換価代金を交付すること。

イ 残余金は、交付期日までに全債権者若しくは滞納者がその配当を正当と認めた場合又はこれらの債権者が合意したとき

は、配当計算書を更正する等により換価代金を交付すること。

ウ 交付期日までにイにより換価代金を交付することができなかったときは、異議に係る債権として供託すること。

(3) 国税、地方税、公課の配当金額を変更させる他の債権の配当金額に係る異議の申出があった場合は、次の順序により処理すること。

ア 全債権者若しくは滞納者がその異議を正当と認めた場合又は合意したときは、配当計算書を更正して換価代金を交付すること。

イ 債権者の全部及び滞納者の合意がないときは、異議の内容を考慮して配当計算書を更正して換価代金を交付すること。

ウ 異議の申出が正当な理由に基づかないものと認められる場合は、国税、地方税、公課に対してのみ換価代金等を交付し、その他の残余金については、供託すること。

6 換価代金等の配当に関し異議を有する者が審査請求と異議の申出をあわせて行った場合は、先づ異議の申出があったものとして処理し、異議の申出が認められなかったときは、審査請求書の正・副 2 通を審査庁に進達すること。

また、異議を有する者が審査請求だけ行った場合においては、その審査請求の内容が異議の申出に該当するときは、その部分について異議の申出があったものとして取り扱うこと。

7 換価代金等の配当に関する異議の申出があった場合、徴収法施行令第 50 条の規定により換価代金を供託する場合及び供託金の還付を受ける場合の手続は、次により行うこと。

(1) 異議に係る配当金を供託する場合は、その他の金銭供託の供託書正本(供託規則第 11 号書式)及びその他の金銭供託の供託書副本(供託規則第 12 号書式)に所要事項を記載して供託所に提出すること。(供託書の用紙は供託所に備え付けてある。)

この場合の供託書については、その様式中「被供託者の住所氏名」欄の記載は要し

ないこと。

- (2) 異議に係る配当金を供託した場合は、徴収法施行令第 50 条の規定により、異議に係る有する者に対し、「異議に係る換価代金の供託通知書」(別記第 113 号様式)により供託した旨の通知をすること。

なお、滞納者に対しては、異議に関係ないときであっても、上記に準じて通知するものとする。

- (3) 供託官吏が供託を受理した場合は、供託書の正本に供託を受理する旨及び供託番号等所要事項を記載し供託者に返されることになっていること。
- (4) 供託した後、確定判決又は異議に係る有する者の同意、その他の理由により交付を受ける者及びその金額が明らかになった場合は、その配当を受けるべき者に対し、配当額支払証(別記第 114 号様式)を交付すること。
- (5) (4)により交付を受ける者及びその金額が明らかになった場合は、その都度直ちに供託所に対し、支払委託書(別記第 115 号様式)を送達すること。

この場合、支払委託書に供託書の正本を添付すること。

ただし、分割払渡しをする場合の二回目以後の支払委託書には供託書の正本の添付を要しないこと。

- (6) 供託金等の還付を受けることができる債権者が供託金等の還付を受ける場合は、供託所に対し、配当額支払証及び印鑑登録証明書を持参の上、供託金払渡請求書(供託規則第 25 号書式)により還付の請求を行うものであること。

第 16 換価処分取消しに伴う処理

徴収法第 135 条の規定に基づき、重要な手続上の欠陥によって、公売処分を取り消した場合、次により処理すること。

- 1 徴収法第 135 条第 1 項第 1 号の規定により、換価代金の全額を買受人へ返還する場合、質権者及び抵当権者へ配当した金額は地域振

興局において立替払をしなければならないことになるから留意すること。

- 2 徴収法第 135 条第 1 項第 3 号の規定により、抹消された質権、抵当権等の回復の登記を嘱託すること。
- 3 回復の登記を受けた質権者、抵当権者等が配当を受けた換価代金等を返還しない場合はその金額を限度として、担保権の実行による競売を行うこと。

第 17 供託手続

- 1 第 15、7 により換価代金等を供託する場合のほか、次に掲げる場合も供託すること。
- (1) 換価代金等を配当すべき債権が停止条件付きである場合
- (2) 換価代金等を配当すべき債権が仮登記された質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合
- (3) 換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していない場合
- (4) 保全差押の規定により差し押えた金銭がある場合において、その差押に係る地方団体の徴収金の納付すべき額が確定していないとき
- (5) 配当をうけるべき者に対して配当金を受領すべき旨の通知をしたにもかかわらず受領の申出がないとき
- (6) 配当を受けるべき者の所在が不明であるため又はその者の相続人が不明である場合において、配当金を受領すべき旨の通知ができない場合
- 2 金銭を供託する場合は、その他の金銭供託の供託書正本及びその他の金銭供託の供託書副本によること。また、有価証券を供託する場合は、その他の有価証券供託の供託書正本(供託規則第 17 号書式)及びその他の有価証券供託の供託書副本(供託規則第 18 号書式)によること。
- (1) 質権者、抵当権者等のために供託した場合は、当該権利者及び滞納者に対し、滞納者のために供託した場合は当該滞納者に対し、供託した旨を通知すること。

この場合に、金銭のときはその他の金銭供託の供託通知書(供託規則第 20 号書式)を、また有価証券のときはその他の有価証券供託の(供託通知書第 21 号書式)を作成し、これに被供託者の数に応じて封筒(表面に被供託者の住所、氏名を記載し、簡易書留料金に相当する額の郵便切手を貼り、裏面に地域振興局の名称及び所在地を記載する。)を添付の上、地域振興局所在地を所轄する供託所に提出すること。ただし、被供託者が所在不明であるとき又は 1 (4)により供託するときは、供託通知書及び封筒は添付する必要はないこと。

また、異議に係る換価代金を供託した場合の徴収法施行令第 50 条の規定に基づく異議に関係を有する者に送付する通知書については、異議に係る換価代金供託通知書(別記第 113 号様式)によるものであること。

- (2) 供託官吏は、供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨、供託番号、一定の納入期日までに供託物を日本銀行に納入すべき旨、及びその期日までに供託物を納入しないときは受理の決定は効力を失う旨を記載して記名押印し、保管金払込書又は供託有価証券寄託書とともに局長に交付することとなっているから、その交付を受けたときは、直ちに日本銀行(支店、代理店を含む。以下同じ。)に供託物の払い込みをすること。
- (3) 日本銀行に供託物の払込みをするときは、(2)により供託官吏から交付を受けた供託書正本及び保管金払込書又は供託有価証券寄託書に供託物を添えて提出し、供託書正本に受入の記載を受けて返還を求めること。
- (4) 供託金の受入れを取り扱う供託所に供託しようとするときは、(1)に掲げる書類とともに供託金を供託所に提出すること。
- (5) 日本銀行又は供託官吏から交付を受けた供託書正本は、日付順につづり込み、金庫等に収蔵して保管すること。
- (6) 供託官吏は日本銀行から供託物受領の証書の送付を受けたとき又は供託金を受領し

たときは、(1)又は(4)により供託所に提出されている供託通知書を被供託者に発送することになっているから、局長は、被供託者に供託した旨の通知をする必要はないこと。

ただし、滞納者が被供託者でないときは、滞納者に対して被供託者の住所、氏名、供託金額及び供託の原因である事実並びに供託年月日を適宜な書面により通知すること。

- 3 供託物の還付を受け、又は取戻しをする場合は次により行うこと。

- (1) 供託物の還付を受けようとする場合は、金銭の場合には供託金払渡請求書(供託規則第 25 号書式) 1 通、有価証券の場合には、供託有価証券払渡請求書(供託規則第 26 号書式) 2 通に次に掲げる書類を添付して供託所に提出すること。

ア 2 の(6)により供託所の発送した供託通知書

イ 還付を受ける権利を有することを証する書面

ただし、供託書の記載により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。

- (2) 他の執行機関から配当額支払証の交付を受け、供託金の還付を受けようとするときは、配当額支払証を供託所に提出して供託金及びその利息を受領すること。
- (3) 供託物の取戻しをしようとするときは、供託金払渡請求書 1 通又は供託有価証券払渡請求書 2 通に次に掲げる書類を添付して供託所に提出すること。

ア 供託書正本

イ 供託原因が消滅したこと又は供託が錯誤によったことを事由として取戻しをしようとするときは、その事実を証する書類

- (4) 徴収法施行令第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定により換価代金等を配当しようとするときは、被供託者に配当額支払証を交付するとともに、支払委託書に供託書正本を添付して供託所に送付すること。

ただし、この場合は次の事項に留意しなければならない。

ア 供託書に支払委託書及び供託書正本を郵送する場合は書留郵便によること。

イ 被供託者に配当額支払証を交付する場合は、供託通知書又は印鑑登録証明書の提示を求める等の方法により、被供託者かどうかを確かめ、かつ、受領印を徴して交付すること。

4 徴収法第 134 条第 1 項及び国税通則法第 121 条の規定により、換価代金等を供託した後、被供託者から供託物の還付を受けるために供託書正本の交付を求められたときは、供託通知書又は印鑑登録証明書の提示を求め、本人であることを確認した後、受領証を徴してこれを交付すること。

5 局長が供託物の還付を受ける場合に、供託規則第 24 条(昭和 34 年法務省令第 2 号)の規定により、供託金払渡請求書又は供託有価証券払渡請求書に添付する書類については次によること。

(1) 法第 16 条の 5 第 1 項(同法第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により担保財産の処分をするため又は担保として提供された金銭を徴収金に充てるために供託物の還付を受ける場合は、証明書(別記第 118 号様式)を添付すること。

(2) (1)の取扱いは、法第 16 条の 4 第 9 項の規定による交付要求をした場合に、交付要求を受けた執行機関が換価代金等を供託した後において、その交付要求をした徴収金の納付すべき額が確定したため、被供託者である局長が供託物の還付を受ける場合について準用すること。

ただし(1)及び(2)による場合は、供託物払渡請求書の提出を要し、証明書のほか、供託書正本又は供託通知書を添付するものであること。

(3) 滞納者及び第三者から政令第 6 条の 12 第 5 項の規定にもとづき、保全差押に係る担保金充当申請書(規則第 32 号様式)の提出があったため、供託物の還付を受ける場合には、前期充当申請書の副本(局長の証明

あるもの)を添付する。

この場合、保全差押えに係る担保金充当申請書は 2 通提出させることとし、その 1 通に局長が副本である旨を証明したものを使用すること。

6 局長が供託物の取戻しをする場合に、供託規則第 25 条の規定により、供託金払渡請求書又は供託有価証券払渡請求書に添付する書類については次によること。

法第 16 条の 4 第 10 項の規定により供託した後、保全差押金額の納付すべき額が確定したため、又は保全差押え金額について取消しをしたため、供託をした局長が供託物の取りもどしをする場合は、供託書正本のほか供託原因消滅証明書(金銭用)(別記第 119 号様式)及び供託原因消滅証明書(有価証券用)(別記第 120 号様式)を添付すること。ただし、取りもどしの事由が、供託の錯誤によるものであるときは、その事実を証する書類を添付すること。

7 法第 16 条の 3 第 8 項又は第 9 項の規定その他の事由により担保を解除したときに滞納者等に供託書正本とともに交付する供託原因消滅証明書は、供託物が金銭であるときは、別記第 119 号様式により、また供託物が有価証券であるときは別記第 120 号様式によること。

第 18 公売における消費税の適格請求書保存方式への対応

1 消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 70 条の 12 第 5 項により、適格請求書発行事業者(以下「登録事業者」という。)である滞納者の資産を公売する場合において、買受人から適格請求書(以下「インボイス」という。)の交付請求があったときは、執行機関が滞納者に代わってインボイスを交付することができるもの(以下「公売特例による適格請求書の交付」という。)である。

2 インボイス交付までの手続き

(1) 公売財産が消費税課税資産であるかの確認を行うこと。特に家事共用資産のうち、

事業用割合については、当該資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算する。例えば、滞納者が保有する所得税確定申告書に添付されている収支内訳書又は所得税青色決算書の「事業専用割合」欄に記載の割合により把握する。

(2) 滞納者が登録事業者であるかの調査

ア 滞納者が法人の場合は、「法人番号情報提供サイト」で法人番号を把握した上で、「適格請求書発行事業者公表サイト」により、登録事業者であるか否かを確認する。

イ 滞納者が個人の場合は、滞納処分に係る質問検査権の行使により適格請求書発行事業者登録を受けているか否かを調査する。ただし、滞納者の申出のみではなく、書類等も確認すること。

なお、上記調査により登録事業者であることの確認ができなかった場合は、管内税務署に照会して確認する。

(3) 公売におけるインボイス交付可否を公売公告（別記第 78 号様式）に記載することで周知すること。

(4) 買受人に対して、インボイス発行希望の有無及び交付方法を確認すること。

なお、口頭による確認でも差し支えない。

(5) 公売特例によるインボイスの交付については、公売特例による適格請求書（別記第 159 号様式）を作成し、買受人に交付すること。交付方法は、紙又はデータであること。

なお、前号の確認後に交付依頼があれば交付して差し支えない。

(6) 前号で作成し買受人に交付したインボイスについては、その写しを交付した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間保存すること。

なお、インボイスの写しの保存方法は電子データでも差し支えない。

(7) 滞納者に対して、買受人を秘匿する必要があるため、買受人情報を記載していない

公売特例による適格請求書（写）（別記第 160 号様式）を交付すること。

(8) 消費税額の算出の際、1 円未満の端数が生じる場合、一のインボイスにつき、税率ごとに 1 回の端数処理を行う必要がある。また、端数処理の方法について特段の定めがないことから、切捨での端数処理を行うこと。

(9) 何らかの事情で交付したインボイスに変更等が生じた場合は、変更前のインボイスを返還してもらった上で、その変更事項を含めたすべての事項を記載したインボイスを改めて交付する。

第9節 雑 則

第1 換価代金等の処理

- 1 差押財産の売却代金、公売保証金、差し押えた通貨、債権差押え、参加差押え、交付要求等により受け入れた通貨を未納の徴収金に充て、なお残余がある場合は、換価代金交付内訳簿(別記第121号様式)によりその処理でん末を明らかにしておくこと。
- 2 換価代金等を交付する場合は、原則として地域振興局において交付することとし、次により処理すること。
 - (1) 地域振興局において換価代金等を交付した場合は、配当計算書の決議書に交付を受けた者の認印させること。
 - (2) 特別な理由により、交付場所を地域振興局以外の場所に指定した場合は、交付を受けた者から受領証を徴すること。
- 3 換価代金等の配当を受ける者が、代理人又は財産管理人等である場合は委任状又はその受領資格を確認するに足る書類を提出させ受領権限のあることを確認の上交付すること。
- 4 換価代金等を滞納者に交付すべき場合において、その金額の全部又は一部について、次に掲げる理由が生じた場合は、それぞれ次によること。
 - (1) 滞納者につき破産手続開始の決定がされている場合は、破産法第78条の規定により破産管財人に交付すること。
 - (2) 滞納者である株式会社につき会社更生手続の開始決定があった場合は、会社更生法第72条の規定により管財人に交付すること。
 - (3) 滞納者が法人であり、再生手続の開始決定後、当該財産の管理命令があった場合は、民事再生法(平成11年法律第225号)第66条により管財人に交付すること。
 - (4) 滞納者が死亡し相続人があることが明らかでない場合は、民法第953条の規定により相続財産清算人に交付すること。
 - (5) 滞納者に交付すべき残余金額について、

差押え等があった場合には、次に定めるところによること。

ア 民事執行法の規定による差押命令又は仮差押命令の送達がされたときは、滞納者に対しては交付しない。

この場合においては、差押え又は仮差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭は供託することができる。また滞納者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、他に競合する債権者がいない場合に限り、その差押債権者に対して交付することになる。

イ 民事執行法の規定による差押命令及び転付命令の送達があった場合には、転付命令の確定及び他の差押命令若しくは仮差押命令の送達又は配当要求がないことを確認した上、この命令を得た債権者に交付する。

ウ 差押え若しくは仮差押えが競合し(仮差押えと仮差押えが競合した場合を除く。)、又は配当要求があったときは、その金額の全部又は一部を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。(民事執行法第156条等)。

エ 滞納処分による債権差押えの通知書の送達を受けたときは、差押えをした行政機関等へ交付する。

オ 滞納者から確定日付のある証書をもって債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲受人に交付する。

- (6) 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に定めるところによること。

ア 換価財産について、滞納処分による差押え後に強制執行による差押え又は担保権の実行としての競売が開始されている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない。

イ 換価財産について、仮差押えの執行がされている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交

付しなければならない。

第2 滞納処分総括表

- 1 差押え、参加差押え又は交付要求（以下この項において「差押え等」という。）を行った場合は、滞納処分総括表（別記第123号様式）に差押え等の事績状況を記載し、差押調書に添付しておくこと。

ただし、差押財産に私債権者がいないとき、又は差押え等財産を当該年度中に解除又は換価することが明らかであると見込まれる場合については記載を省略して差し支えないこと。

なお、この場合において、解除又は換価せずに翌年度に繰り越したとき、又は他の執行機関から参加差押え（交付要求）を受けたときは作成しなければならないこと。